

官報
號外 令和二年六月十日

令和三年六月十日

告書
和二年度一般会計補正予算(第2号)及乙同報

告書

昭和二年度政府関係機関補正予算(機第2号)及び同報告書

付託され、同日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日から質疑に入り、本日、質疑を終局いたしましたところ、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム及び日本共産党的共同提案により、令和二年度補正予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明が

令和二年六月十日(水曜日)

議事日程 第二十二回
令和二年六月十日

正丘園詩

防災重点農業用ため池は係る防災工事等の推進に関する特別措置法案(農林水産

卷之三

○文庫の発展とその歴史

卷之三

の推進に関する特別措置法案(農林水産 長提出)

祁北坡綠濱濱情仁二指林林涼一書不可

詩引錯亂一圖去肆

内閣提出の改正法案

口ナウイルス感染症等の影響に対応する

の雇用保険法の臨時特例等に関する法律

卷之三

出)
押禁止等に関する法律案(厚生労働委員

君

令和二年六月十日 衆議院会議録第三十二号
令和二年度一般会計補正予算(第2号)外二案

一兆九千百四十四億円増加し、百六十九兆二千六百十
億円となります。

特別会計予算については、財政投融資特別会
計、労働保険特別会計など三特別会計において、
所要の補正を行うこととしております。

政府関係機関予算については、沖縄振興開発金
融公庫及び株式会社日本政策金融公庫において、
所要の補正を行うこととしております。

なお、財政投融資計画については、三十九兆四
千二百五十八億円を追加しております。

この補正予算三案は、去る六月八日本委員会に

しかし決定的な問題は予算の三分の一を出

しかし、決算自体の問題は、予算の三分の一を占める十兆円もの予備費です。

日本国憲法八十三条は、「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。」と定めています。国が財政活動を行う場合には、国民の代表である国会の審議と議決が必要であり、政府に白紙委任してはならないというのが、憲法が定める財政民主主義の大原則です。

政府は、十兆円のうち五兆円について大まかな内訳を示しましたが、たとえ内訳を示したとして

も、予備費であることに変わりはありません。しかも、残る五兆円は文字どおり白紙です。

具体的な使途を決めずに巨額の予備費を計上し、政府に使い方を白紙委任することは、憲法が定める財政民主主義の大原則に反するものであり、国会の自己否定にほかなりません。このような前例をつくることは、将来に重大な禍根を残すものです。

既に、当初予算で五千億円、第一次補正でも一兆五千億円、合計二兆円の予備費が計上されおり、一部執行されました。まだ第一次補正の予備費を超える約一兆六千億円が残っています。リーマン・ショック時の予備費、二〇〇九年の一兆円の約十倍、東日本大震災時の予備費の十二倍を超える十兆円もの予備費を新たに組む必要はありません。

そもそも、政府が五兆円の使途の大枠を示したということは、政府・与党も二次補正では足りない部分があると認めたということです。そうであるならば、この五兆円分については、政府・与党の責任で予算修正を提案して、国会で議決すべきです。

また、残る五兆円についても、政府は、長期にわたるコロナ対策に使うと述べています。そうであれば、五兆円は削除して、速やかに第三次補正予算を編成し、国会に提案する。これが財政民主主義のあり方ではありませんか。

しかも、重大な問題は、この巨額の予備費が、安倍政権が通常国会を延長せず、臨時国会も開かないことを可能にする点です。新型コロナの第二波を抑えながら経済社会活動を開ける新たな局面に入ったところで、検査と医療の抜本的拡充、暮らしと雇用の深刻化に対応した新たな経済対策が必要不可欠です。野党は第二次補正に対する組み替え案も提案していますが、これも含めて国会で引き続き審議を行うべきであります。

付金事業などをめぐる利権化疑惑はますます深まりました。

臣の公職選挙法違反事件、辺野古新基地建設など、安倍政権の基本姿勢に関する重大な問題が山積しており、国会と国民への説明責任が厳しく問われています。

これらの審議のためにも、国民の代表である国会が開いていることがどうしても必要です。会期の大大幅延長を強く求めます。

十兆円の予備費は好き勝手に使いたいが、野党に追及される国会は開きたくない。こんな身勝手な姿勢は断じて許されないと強く主張して、討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君)

田野瀬太道君。

○田野瀬太道君(自由民主党)登壇

私は、自由民主党・無所属の会を代表し、ただいま議題となつております令和二年度一般会計補正予算(第2号)外二案に對しまして、賛成の立場から討論を行ひます。(拍手)

まず、新型コロナウイルス感染症により「ぐなられた皆様に謹んで哀悼の意を表しますとともに、感染により治療を受けておられる皆様の一日も早い回復を心よりお祈り申し上げます。

また、医療現場で日々奮闘していらっしゃる医療関係者の皆様を始めとして、新型コロナウイルスと正面から向き合いながら活躍をいただいていらっしゃる全ての方々に、感謝の意を表したいと思いま

であると考えます。

緊急事態宣言の全面解除を受け、今後、感染防止の取組を進めつつ、事業活動を本格的に再開していく必要がありますが、完全な日常を取り戻すにはかなりの時間を要することになります。

感染防止を徹底しながら、同時に社会経済活動を回復させていくという難しい課題にチャレンジをしていかなければなりません。

こうした状況のもとでは、引き続き、事業者の方々をしっかりと支え、事業と雇用を守り抜くとともに、次なる流行のおそれに対応する万全の備えを固めなければなりません。

このような考え方の中、先般策定された第一次補正予算を強化し、これと合わせて事業規模二百三十兆円を超え、GDPの四割にも上る世界最大の対策によって、この百年に一度の危機を乗り越え、しっかりと日本経済を守り抜いていくために策定されたものが、この第二次補正予算であります。

以下、本補正予算に賛成する四つの主な理由を申し述べます。

第一に、雇用調整助成金制度の抜本的拡充や、労働者みずからが直接申請し現金を受給することができる新制度の創設、売上げの急減に直面する事業者を下支えする家賃支援型給付金の創設といった施策が盛り込まれ、人件費と家賃という固定費への支援を抜本的に強化する予算となつていいこと。

第二に、海外での感染症の動向が十分に見通せない中、事業者を支えるため、財政投融資の最大限の活用を含め、あらゆる手段を講じて資金繰り対応に万全を期すべく、無担保無利子融資の大幅拡充に加え、劣後ローンや出資の供給等の予算を計上しており、資金繰り対応に万全を期す予算となつていいこと。

第三に、二兆円を超える地方向けの医療、介護

等の交付金と、地方向けの臨時交付金を一兆円追加することにより、先般の補正予算と合わせて五兆円規模で、地方の取組を国として全力で支援する予算となつていること。

第四に、国民的関心の高い教育政策においても、授業料等の減免を実施する学校法人への支援や、学びのおくれを取り戻すために必要となる教員等の追加配置支援、日本人学校、補習校の児童生徒に対し、日本国内と遜色ない教育を行うための環境整備など、学びの保障を支援する予算となつていることがあります。

今申し上げた四つの柱だけではなく、本補正予算は、我々が今やるべきこと、やらねばならないことをふんだんに盛り込んだベストの予算案だと考えます。本補正予算の成立を待ち望み、準備を進めている地方公共団体がたくさんあることを考えたとき、一刻も早く成立させることで、我々立法府の意思を示す必要があります。議員皆様の御賛同を賜りますことを強くお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君)

(今井雅人君登壇)

私は、立憲民主・国民・社保・無所属フオーラムを代表し、政府提出の令和二年度第二次補正予算三案に關しまして、スピード、内容、規模などに数々の問題はあるものの、国民が一日も早くさらなる支援を待つていていたことに鑑み、本案に賛成をするという立場で討論をさせていただきます。(拍手)

討論に入る前に、新型コロナウイルスでお亡くなりになつた方に心よりお悔やみを申し上げるとともに、感染された皆様にお見舞いを申し上げます。

また、医療関係を始め、国民の生命を守るために

日夜奮闘しておられる皆様に、敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスは、昨年中国で発生して以来、世界じゅうに感染が広がりました。それに対し、世界各国がさまざまな対策を講じていますが、ドイツやニュージーランドなどを始めとして多くの国で、強い指導力を發揮したりーダーが国民から評価を大きく上げています。

一方、この国はどうでしょうか。世論調査などを見ても明らかにおり、安倍政権のコロナ対策への評価は非常に厳しいものとなっています。どうしてなのでしょうか。それは、とにかくスピーディが遅い、このことに尽きると思います。

例えばですが、一次補正予算審議の際、私たちは、持続化給付金の拡充や中小・小規模事業者等の賃料の支援、雇用調整助成金の拡充、地方創生臨時交付金の大額P-C-R検査の体制強化を含む緊急包括支援交付金の全額国庫負担化と大幅な増額、医療機関等支援給付金の創設などを内容とする組み替え動議を提出いたしましたが、そのときは、与党の反対もあり、こうした提案は認められませんでした。

今回の第二次補正予算の内容を見ると、我々が一次補正で提出した組み替え動議のかなりの部分を取り込んでいたのであります。それ自体は評価いたしますが、正直言つて遅い。もっと早く対応ができていれば、より多くの人に安心感を与えることができました。こういうことに国民は怒つているのだと思います。

安倍総理は、自分のやつてきたことを正当化するばかりではなく、こうした国民の評価を真摯に受けとめて、今後の対応は迅速かつ大胆に行つていただきたいとお願い申し上げておきます。

その上で、今回の補正予算案の問題点も指摘をしておきます。

今回の補正予算では十兆円という憲政史上例の

ない規模の予備費を積んでいますが、その使途について政府にフリーハンドを与えるということは、財政民主主義や国民への説明責任の観点から、大変問題です。令和二年度当初予算の予備費五千億円からアベノマスク配布に三百三十三億円の費用が充てられたことは、記憶に新しいことだと思います。

こうした予備費に関して私たちからの指摘を受け、十兆円のうち五兆円の使途について政府が財政演説の中で一定程度明らかにしたことは評価はいたします。ただし、まだ、今後、残りの五兆円に関してはどういつたことに充てられるのか、依然として全く不明なままであります。今後、予算成立後、この予備費を使用する際には、事前に国会でしつかり説明を行うべきです。事後の報告ではなく、事前に国会に説明するということを強く求めます。

また、今回の補正予算の内容ではまだまだ不十分な点もあります。

具体的に言いますと、持続化給付金に関しては、現行前年同月比五〇%以上の売上げ減少率、これを三〇%以上にするなどの支給要件拡大が不可欠であるというのに加えまして、支給の対象を会費や寄附金等の減収などにも拡大し、NPO、公益法人、人格なき団体、文化芸術関係者などへの支援の拡充が必要です。

さらに、授業料の半額免除、給付金の増額及び学資貸与金などの返還免除による学生らへの支援をこのサービスデザイン推進協議会が受託するO、公益法人、人格なき団体、文化芸術関係者な

が盛り込まれておりますが、その委託費は八百五十億円にも上っています。政府は、今回の一次補正における委託事業の中間検証をすると言つておられます。これが終わらないうちに新たな委託事業をこのサービスデザイン推進協議会が受託するといふことは間違つてもないようにお願いいたします。

今回の二次補正でもさらなる持続化給付金事業が盛り込まれておりますが、そのための大切な資金を、電通が、ダミー法人を介して業務丸投げを繰り返し、差額を食い物にしていましたのではないかとの疑いは依然として払拭できません。

予算委員会の質疑などを通じてこの点について政府に聞いたましたが、中小・小規模事業者のための大切な資金を、電通が、ダミー法人を介して業務丸投げを繰り返し、差額を食い物にしていましたのではないかとの疑いは依然として払拭できません。

予算委員会の質疑などを通じてこの点について政府に聞いたましたが、中小・小規模事業者のための大切な資金を、電通が、ダミー法人を介して業務丸投げを繰り返し、差額を食い物にしていましたのではないかとの疑いは依然として払拭できません。

また、持続化給付金に関する問題が生じております。例えば五月一日に給付金の申請をしたもの、自分より遅く申請した人には既に給付金が届いているのに、自分のところにはまだ何にも来ないと困つておられる方にはたくさんおられます。

このほかにも、現場で起きている問題を数えた枚挙にいとまがありません。数々の問題は細部に宿っています。政府の役目は、ただ予算をつけねばいいということではありません。こうした現場で起きている一つ一つのことをしっかりと解決していくことも政府の責務であります。そのためにも、この国会の場でこうした点を切れ目なく議論していく必要があることは言うまでもありません。

また、今後、二次感染がいつやつてくるかもしれません。今後の新型コロナウイルスの影響がどう広がつていくのかは、誰も予測はできません。こうした不測の事態に備えるためにも、国会はずつと開いておく必要があります。

安倍総理は、疑惑の追及を逃れるため、国会を

早く閉じたいのかかもしれません、この国をコロナから守るためにも、国会をとめるな、そのことを強く求めまして、私の賛成討論といたします。

○議長(大島理森君) 國重徹君。(拍手)

(國重徹君登壇)

○國重徹君 公明党の國重徹です。

公明党を代表し、ただいま議題となりました令和二年度第二次補正予算案につきまして、賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

先月二十五日、緊急事態宣言が全面解除され、新たなステージに入ることができました。これもひとえに、外出の自粛や休業要請等に対する国民の皆様の御協力、そして医療従事者の皆様の献身的な御努力のたまものであります。ここで改めて、全ての皆様に心からの感謝を申し上げます。一方、暮らしや経済に対する影響は一層深刻さを増しております。第二次補正予算案は、一次補正等で措置をした緊急経済対策を強化するとともに、新たに生じた課題や不安に応えるためのさらなる支援策を実行する予算となっております。

一次補正等と合わせ、総額二百三十三・九兆円、GDPの四割を超える事業規模を確保したこと、これは、今後何が起こるとも、國民の命と暮らしを守り、事業を支え、経済再生を果たすとの政治の断固たる決意のあらわれであると受けとめます。

以下、主な賛成理由を申し述べます。

第一に、事業を全面的に支える予算となつてゐる点であります。

まず、長期の自粛によって売上げが大きく減少した事業者の家賃を支援するため、事業者に対し最大六百万円を支給する家賃支援給付金が創設をされます。

加えて、地方創生臨時交付金が二兆円増額され、うち一兆円が家賃支援を含む事業継続や雇用維持への対応に充てられることにより、地域の実情に応じた効果的な支援策が後押しされることになります。

早く閉じたいのかかもしれません、この国をコロナから守るためにも、国会をとめるな、そのことを強く求めまして、私の賛成討論といたします。

維持への対応に充てられることにより、地域の実情に応じた効果的な支援策が後押しされることになります。

また、資金繰り支援も更に強化されます。一次補正等と合わせて総額百四十兆円の事業規模を確保。企業の規模やニーズに応じた多様なメニューが用意をされております。

まず、政府系や民間の金融機関を通じた実質無利子無担保融資の上限額が大幅に引き上げられます。

あわせて、中堅・大企業向けの融資にも万全を期すため、日本政策投資銀行等についても十分な連携のファンダムを通じた出資等により、企業の財務基盤を強化し、事業の再生を全力で支える枠組みも整備をされます。

また、持続化給付金を一・九兆円増額し、これまで対象外だった創業直後の企業やフリーランスも給付対象に加えられます。

そのほか、活動自粛を余儀なくされた文化芸術、スポーツ関係者や団体への緊急総合支援策も盛り込まれております。

第二に、雇用と暮らしを守り抜く予算となつてゐる点であります。

まず、雇用調整助成金が抜本的に拡充をされます。一日当たりの上限額を一万五千円に拡大するとともに、解雇を行わない中小企業に対する助成率が十分の十に引き上げられます。同時に、迅速な給付を実現するための体制も強化されます。

さらに、事業主から休業手当が支払われず、生活が追い込まれている労働者を直接支援できるよう、新たな給付制度が創設されます。

また、低所得の一人親に対する臨時特別給付金の支給、困窮する学生に対して授業料等の減免を行なう大学などへの支援、感染への不安を抱く妊婦

の方が安心して休暇を取得できるようにするための助成金の創設、住居を失うおそれがある方に等への住まいの確保支援の強化など、今まで困っている方々を救つさまざまな支援策が用意をされております。

第三に、國民の命と健康を守り抜く予算となつてゐる点であります。

まず、ワクチン、治療薬の開発と早期実用化に

二千億円が計上されています。

また、地域の医療提供体制等を強化する取組を一層支援するため、緊急包括支援交付金を二・二兆円上乗せし、都道府県と國の折半だった負担割合を全額國庫負担としております。

さらに、我が党の提言を踏まえ、医療従事者や介護、福祉職員に最大二十万円の慰労金を支給することとした点、また、高齢者や障害者が安心して介護、福祉サービスを利用できる体制を整備するため、二・二兆円のうち〇・六兆円を介護、福祉分とした点は、高く評価をいたします。

そのほか、近年頻発をしている大規模災害に備え、避難所の感染防止対策となる物資を備蓄するための予算も盛り込まれております。

最後に、予備費に十兆円が計上されておりま

しい状況の中で御奮闘されている國民の皆様の思いに応えられるよう、本予算案の速やかな成立と迅速かつ着実な執行を強く求め、私の賛成討論といたします。

○議長(大島理森君) 美延映夫君。(拍手)

(美延映夫君登壇)

○美延映夫君 日本維新の会の美延映夫です。

私は、会派を代表して、第二次補正予算について、賛成の立場から討論いたします。(拍手)

まず初めに、新型コロナウイルスにより亡くなられた方々に、心からお悔やみを申し上げます。また、現在治療中の方と御家族の皆様には、心からお見舞いを申し上げます。最前線で治療に当たっている医療従事者の皆様に、敬意と感謝を申し上げます。

次に、第二次補正予算には賛成をいたしますが、四点注文をつけたいと思います。

國民には、政府への大きな不満があります。五月から給付開始と説明してきた特別定額給付金は、多くの國民の手元に届いておりません。マイナンバーカードを使ったオンライン申請は、事務作業が膨らんで混乱を招き、中止した自治体もありました。

もし、マイナンバーと銀行口座をひもづけていれば、給付は直ちに行われていました。これまでマイナンバーのシステム構築を行ってこなかつたことこそ大きな問題です。しかし、我が党以外の野党は、マイナンバー推進に反対をしてきました。

与党と日本維新の会は、現金給付を速やかに行なうためにマイナンバーと預貯金口座をひもづけるマイナンバー法改正を含む緊急時給付迅速化法案を共同提案しました。第二波の到来に備え、迅速な給付の実現が今こそ必要です。政府には、ぜひ

官 報 (号外)

ともマイナンバーの利活用を推進していただきたいと考えます。

新型コロナウイルス感染症対策は、既存の新型インフルエンザ特措法を改正して対応しました。

政府が緊急事態宣言を発令し、都道府県知事が权限を行使する、二重構造のたてつけでした。政府は金を出し、後は知事に任せ、知事の責任のもとで対応すべきなのに、そのようになつております。我が党は、地方分権を一貫して主張してまいりました。不十分な地方分権によるふぐあいが生じる現実に直面するに当たり、改めて、地方への权限と財源の移譲を訴えます。

六月十七日に今国会が終了します。新型コロナ感染症対策は、会期終了以降も継続します。閉会中においても、国会が責任を果たすのは当然のことです。閉会中審査として厚生労働委員会を開催する意見もありますが、新型コロナに関する問題は多岐にわたるため、厚生労働委員会だけでは力ばかり切れません。

そこで、閉会中は新型コロナに関する特別委員会という枠組みを新設すること、そして、そこで議論を完全公開とすることを提案します。新型コロナ感染症対策専門家会議や政府・与野党連絡協議会を非公開にしていたのでは、将来への教訓を残すことができません。より感染力や病毒性が強い感染症が流行したときのために、経験を生かすことが何よりも重要です。フルオーブンにして透明性を高め、国民に対しても責任ある態度を果たしていくことを考えます。

金融機能強化法の改正について、同法は二年先の二〇二三年三月期限であるものを四年延長する説明ですが、新型コロナ感染症対策を理由とする御異議があります。今、直ちに必要な法改正ではないと考えます。

また、この法律によって公的資金を注入された金融機関十七団体中、天下りは金融庁からだけで

も少なくとも七名おり、恐らく他の省庁や地方公務員を含めれば相当数になると思います。

○議長(大島理森君) 美延君、時間が参つております。

○美延映夫君(続) 新型コロナを言いわけにする天下り先の拡大による可能性が否定できないことでも厳しく指摘しておきます。

今年の秋は大阪都構想の住民投票が行われる予定です。日本維新的会は、新型コロナウイルスの流行後の社会における統治機構の大転換を目指し、地方分権を推進することをお約束して、私たちの第二次補正予算についての賛成討論といいました。

○議長(大島理森君) ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

ただいまから十分後に採決いたしますので、しばらくお待ちください。

○議長(大島理森君) 令和二年度一般会計補正予算(第2号)外二案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第一 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案 農林水産委員長提出)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(大島理森君) 日程第一、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案を議題といたします。

○議長(大島理森君) 委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長吉野正芳君。

○議長(大島理森君) 本号末尾に掲載

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案

〔吉野正芳君登壇〕

○吉野正芳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

○吉野正芳君 本案は、防災重点農業用ため池の決壊による被害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めるものであります。

○吉野正芳君 本案件は、昨九日、農林水産委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

○吉野正芳君 なお、本委員会におきまして、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

○吉野正芳君 何とぞ、御審議の上、速やかに御可決ください

ますようお願い申し上げます。(拍手)

○吉野正芳君 〔本号末尾に掲載〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 本号末尾に掲載

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(大島理森君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長松本文明君。

○議長(大島理森君) 本号末尾に掲載

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔松本文明君登壇〕

○松本文明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○松本文明君 本案は、最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るために、株式会社地域

経済活性化支援機構の業務の期限を延長するものであります。

本案は、去る六月八日本委員会に付託され、昨日、西村国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。

日、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○福田達夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 福田達夫君の動議に御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしました。

○田中良生君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、金融機関等が新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業等に対し、今後も引き続き積極的に資金繰り支援等を行い、経済の再生を図っていくために、金融機関等が国の資本参加を受けて適切な金融仲介機能を発揮できるよう、資本参加の申請期限を令和八年三月末まで延長するとともに、新型コロナウイルス感染症等の影響により、自己資本の充実が必要となつた金融機関等が国の資本参加を受けようとする場合において、収益性や効率性の向上の具体的な目標を求めるなどの特例を設けるものであります。

○福田達夫君 本案は、去る六月八日本委員会に付託され、昨日、麻生国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。本日採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○盛山正仁君 ただいま議題となりました両案に對応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案とともに、厚生労働委員長提出、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 福田達夫君の動議に御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 本件は、去る六月八日本委員会に付託され、昨日、加藤厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、質疑を終局いたしました。本日採決を行つた結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○盛山正仁君 以上、御報告申し上げます。

○議長(大島理森君) 本件は、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 本件は、第二次補正予算により、低所得の一人親世帯等に支給される臨時特別給付金及び医療機関や介護、障害福祉サービス事業所の職員等に支

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○福田達夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

内閣提出、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案とともに、厚生労働委員長提出、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 福田達夫君の動議に御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) よって、日程は追加されました。

官 報 (号 外)

給される慰労金について、その支給の趣旨に鑑み、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、本日の厚生労働委員会において、全会一致をもつて委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

11

○議長(大島理森君) これより採決にまいります

まず、新型コロナウイルス感染症等の影響に応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

次に、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案につき採決いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いた
します。

午後一時六分散会

<p>出席國務大臣</p>	<table border="0"> <tr><td>内閣総理大臣</td><td>安倍晋三君</td></tr> <tr><td>財務大臣</td><td>麻生太郎君</td></tr> <tr><td>厚生労働大臣</td><td>加藤勝信君</td></tr> <tr><td>農林水産大臣</td><td>江藤拓君</td></tr> <tr><td>国務大臣</td><td>西村康稔君</td></tr> </table>	内閣総理大臣	安倍晋三君	財務大臣	麻生太郎君	厚生労働大臣	加藤勝信君	農林水産大臣	江藤拓君	国務大臣	西村康稔君
内閣総理大臣	安倍晋三君										
財務大臣	麻生太郎君										
厚生労働大臣	加藤勝信君										
農林水産大臣	江藤拓君										
国務大臣	西村康稔君										
<p>○議長の報告 (通知書受領)</p>	<p>一、去る八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。</p>										
<p>公職選挙法の一部を改正する法律</p>	<p>公益通報者保護法の一部を改正する法律</p>										
<p>(報告書受領)</p>	<p>一、去る八日、国と地方の協議の場議長菅義偉君から次の報告書を受領した。</p>										
<p>国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場(令和二年度第一回)における協議の概要に関する報告書</p>	<p>一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。</p>										
<p>第二百回国会衆議院において採択された請願の処理経過</p>	<p>一、昨九日、内閣から次の報告書を受領した。</p>										
<p>犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「令和元年度犯罪被害者等施策」に関する報告</p>	<p>消費基準法第十条の二の規定に基づく「令和元年度消費者政策の実施の状況」に関する報告</p>										
<p>消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく令和元年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告</p>	<p>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「令和元年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告</p>										

予算委員	辞任	馬淵 澄夫君	小熊 �慎司君
内閣委員	辞任	中谷 一馬君	馬淵 澄夫君
農林水産委員	辞任	井野 高木鍊太郎君	小熊 �慎司君
財務金融委員	辞任	山田 賢司君	中谷 一馬君
予算委員	辞任	古川 康君	井野 高木鍊太郎君
	谷 公一君	長谷川嘉一君	山田 賢司君
	古田 圭二君	古田 圭二君	中曾根康隆君
	堀越 啓仁君	堀越 啓仁君	馬淵 澄夫君
	中曾根康隆君	長谷川嘉一君	小熊 勝司君
	俊子君	辰憲君	鬼木 孝明君
あべ 小倉 神山 古屋 村上誠一郎君	将信君 佐市君 建夫君 壴司君 丹羽 秀樹君	小林 福山 宮守君 麗之君 守君	勝俣 誠君

今井 雅人君	小川 淳也君	枝野 幸男君	周君
本多 平直君	濱村 進君	杉本 和巳君	村上 史好君
井林 櫻井 周君	石川 神谷	神谷 裕君	浅野 美延
村上 史好君	井出 鬼木	庸生君 誠君	堀越 啓一君
辰憲君	勝俣 小林	應之君 孝明君	古屋 映夫君
周君	丹羽 福山 浅野 枝野	秀樹君 守君 哲君 幸男君	河村 神山 小倉 將信君
	堀越 哲君 启仁君	俊子君 圭司君	堀越 啓仁君
	美延 映夫君	和巳君	美延 映夫君

児童相談所において虐待等の理由により親子分離をした子と親を再統合していくことについて、以下、質問します。

一 政府は親と子は離れて暮らすよりも一緒に暮らす方が幸せであると考えているのでしょうか。

二 親子再統合は子が親と一緒に生活するようになる家庭復帰が最終目標であると考えているのでしょうか。

三 被虐待児と虐待親との親子再統合は、家庭復帰のみを目指すのではなく、子と親との信頼関係を回復し、その状態を維持していく事を最大の目標とすべきだと考えますが、所見を伺います。

内閣衆質二〇一二第一号
令和二年六月九日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出児童相談所における

親子再統合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

一から三までについて
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第四条第一項においては、「国及び地方公共団体は、・・・児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む)で生活するために必要な配慮をし

た適切な指導及び支援を行うため、(中略)関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない」と規定されているところ、同項において「親子の再統合」については、子供の虐待も虐待対応の手引き(平成二十五年八月改正版)(平成二十五年八月二十三日付け雇児総発〇八二三第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知別紙。以下「本手引」という。)において、「これを広義に捉え、親子の生活形態に応じた様々な支援を考えることが、実態を反映している。具体的には、施設措置等によって親子分離の生活形態となつた親子が再び一緒に暮らすことを目指す支援もあれば、当面、親子が一緒に暮らす見通しはないものの、親子としての関係性を再調整して発展させていく支援までを含んで「親子の再統合」・・・と理解することが適当であろう。」等としているところである。

また、本手引においては、子供の虐待に関する「対応上の留意点」について、「虐待は子どもとの生命を危険にさらしかねず、保護者の意に反しても子どもの保護などの介入が必要な場合がある。子どもの状況を速やかに確認し、アセスメントをきちんとを行い、組織内で検討して子どもの安全確保を優先した決定を行い、そのことを関係機関が共有し、連携して対応することが基本である。」とした上で、「子どもが虐待を受けた場合、必要に応じて保護者から一時的に引き離すことがあるが、保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び子どもとともに生活できるようになるのであれば、それは子どもの福祉にとって望ましいことである。しかしながら、深刻な虐待事例の中には、子どもが再び保護者と

生活をともにすることが子どもの福祉にとつて、必ずしも望ましいとは考えられない事例もある。したがって、家庭復帰できるかどうかの慎重なアセスメントが重要である。また、たとえ家庭復帰できなくても、親子であることを認め合い、親子関係を再構築するための支援も必要である。」等としているところである。

令和二年五月二十八日提出
質問 第二一二二号

マンション管理組合と個人賠償責任保険に関する質問主意書

提出者 阿久津幸彦

一 マンション管理組合が、個人賠償責任保険を契約しているケースが散見されるが、マンション管理組合が、専有部分に関する契約である個人損害賠償保険を締結できる法令上の根拠はあるか、具体的に説明されたい。

一方、いわゆる区分所有法においてマンション管理組合は共用部分の管理を行うことを基本的任務としている。そして、その第十八条において「共用部分につき損害保険契約をすることは、共用部分の管理に関する事項とみなす。」と規定されている。すなわち、管理組合が契約の責務を負うのは共用部分に関する保険であると解すべきと考えるが、政府の見解を問う。

三 ところが、保険会社およびその代理店は、専有部分に関わる保険商品である個人賠償責任保険を事情を知らない管理組合に営業を行い、管理制度組合と契約している事例が見られる。政府はそれを把握しているか。

生活をともにすることが子どもの福祉にとつて、必ずしも望ましいとは考えられない事例もある。したがって、家庭復帰できるかどうかの慎重なアセスメントが重要である。また、たとえ家庭復帰できなくても、親子であることを認め合い、親子関係を再構築するための支援も必要である。」等としているところである。

内閣法務委員会において、マンション管理組合が個人賠償責任保険を区分所有法上契約できるかどうか小川敏夫参議院議員(現参議院副議長)が質問した。それに対し法務省民事局長は「建物あるいはその敷地等の管理とはおよそ無関係なものである場合には、管理組合のその権限に入つてこない」旨、一般論としてではあるが答弁している。

現在、保険会社の個人賠償保険で「マンション内の行為に限つてそれをカバーする」保険はない。したがって、多くの管理組合を対象にして契約が行われている個人賠償責任保険は管理組合が必ずしも契約する必要のない保険商品であり、その事実を知らせることなく行わっている同保険の契約はそもそも無効と考えるが政府の判断はどうか。

ちなみに管理組合が組合員から徴収する管理費によって町内会費を払つていた事例について「区分所有法の目的外の事項と解される」とした最高裁の判決があるが、それと同様の問題だと の認識はあるか。

六 昨今、築年数の古くなつたマンションでは当然のように居住者の高齢化が進み、年金生活者が増えている。限られた管理費によつてマンションが維持されているにもかかわらず本来契約する必要のない保険料の支払いが貴重なお金が失われている。全国のマンション管理組合で事例を知らず個人賠償責任保険を契約させられている事例とその契約金の総額を把握しているか。把握していないとすれば早急に保険会社に調査を指示すべきと考えるがどうか。

七 この問題は法律を所管し運用に責任を持つている政府が速やかに全保険会社に対し是正処置を講ずるよう指示するべきであると考えるがどうか。また、管理組合の錯誤により契約された過去の保険料は速やかに管理組合に返還されるべきものであると考えるがどうか。

右質問する。

内閣衆質二〇一二第二二二号

令和二年六月九日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員阿久津幸彦君提出マンション管理組合と個人賠償責任保険に関する質問に対する答弁書

一及び二について

マンション管理組合(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第三条に規定する団体が、同法第四十七条第一項の規定による法人である場合にあつては当該法人をいい、同項の規定による法人でない場合にあつては同法第三条に規定する管理者を定めた当該団体をいう。以下同じ。)については、当該法人又は当該団体の管理者は同条に規定する建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うために必要な範囲で損害保険契約を締結することができると解されている。

三及び四について

マンションの共用部分における火災や水濡れ、破損等の事故を補償するマンション管理組合に係る火災保険契約等については、共用部分

において発生した事故の損害賠償責任が居住者にある場合に備えるなど、円滑なマンション管理に資する目的で、居住者等を対象とする個人べきものであると考えるがどうか。

なお、保険契約の有効性については、関係法令等に基づき、個々の事案に応じて判断されるべきものと考えている。

右質問する。

五について

御指摘の「最高裁の判決」を特定できないた

め、お答えすることは困難である。

六及び七について

保険会社及びその代理店におけるマンション管理組合への保険販売については、その実態を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

〔別紙〕

衆議院議員阿久津幸彦君提出マンション管理組合と個人賠償責任保険に関する質問に対する答弁書

A L P S 处理水の濃度に考慮されていない核種があることに関する質問主意書

提出者 阿部知子

A L P S 处理水の濃度に考慮されていない核種があることに関する質問主意書

A L P S 处理水の濃度に考慮されていない核種があることに関する質問主意書

そこで、判明点の確認を兼ねて、以下尋ねる。
一 二〇一九年六月十七日の原子力規制委員会特定原予力施設監視・評価検討会で東京電力が示した「多核種除去設備等処理水の全ベータ値と告示比総和」で、東京電力は、全ベータ値と「主要七核種」とする核種の合計値には乖離があり、乖離の主要因は炭素十四(C—14)とテクネシウム九十九であるという結果を明らかにし、①A L P A 処理水の処分にあたり、環境へ放出する場合は処分前に「告示濃度限度比総和(以後、告示比総和)」未満になるように二次処理を実施する、②今後、告示比総和にC—14の寄与も考慮する旨を含めた「考察・まとめ」を発表した。

東京電力が「考察・まとめ」で示した①②の考え方方が、今後もA L P S 处理水の取扱いにおいて維持されると原子力規制庁が認識していることがヒアリングで確認されたが、間違はないのか。

二 東京電力が二〇二〇年三月二十四日に公表した「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会報告書を受けた当社の検討素案」(以後、素案)で示した告示比総和には六十二核種が考慮されているが、いまだにC—14は考慮されていないことがヒアリングでは確認された。

1 東京電力は三年遅れで二〇一六年三月にようやく敷地境界における実効線量年一ミリシーベルト未満(計年〇・九六ミリシーベルト)を達成した。三年遅れとなつた理由はなんだとか、政府の把握するところを明らかにされたい。

2 敷地内には汚染源が複数あるため、東京電力では、実効線量年一ミリシーベルト未満の内訳は、液体廃棄物の排水に起因する実効線量を年〇・二二ミリシーベルト、気体廃棄物の放出に起因する実効線量を年〇・〇三ミリシーベルト、汚染水タンクに起因する直接線・スカイシャインを年〇・一一ミリシーベルト、タンク以外に起因する直接線・スカイシャイン線を年〇・四四ミリシーベルト、構内散水に起因する直接線・スカイシャイン線を年〇・〇六ミリシーベルトとした。

ヒアリングにおいては、原子力規制庁も、液体廃棄物の排水に起因する実効線量の内訳は年〇・二二ミリシーベルトであると認識していることが確認されたが、間違はない

令和二年五月二十八日提出
質問 第二二二三号

3 経産省による御意見を伺う場の開催や「書面による御意見の募集」は、東京電力が告示比総和にトリチウムとC—14の寄与を考慮

した後に、改めて、経産省が選ぶ関係者に限らず、公募も含めて、双方で質疑ができる形で行うべきではないか。

三 東京電力株式会社福島第一原子力発電所は、いわゆる原子炉等規制法第六十四条の二に基づく「特定原子力施設」に指定された。

原子力規制委員会は、二〇一二年十一月七日に決定した「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」(以後、原子力委員会決定)で、東京電力に対して、瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量を、二〇一三年三月までに年一ミリシーベルト未満とすることを求めた。

か。また政府の把握する液体廃棄物以外に起因する実効線量の最新の内訳も明らかにされたい。

3 素案には、放出前にトリチウム以外の核種が告示比総和一未満であることを確認する旨が書かれている。しかし、原子力委員会決定に基づけば、告示比総和一未満であるだけではなく、かつ同時に、液体廃棄物の排水に起因する実効線量の内訳は年〇・二二ミリシーベルト以内でなければならない。この考え方を原子力規制庁が維持していることも、ヒアリングでは確認されたが、間違いはないか。

4 原子力委員会決定に基づいて定められる敷地境界における実効線量年一ミリシーベルト未満のうち、液体廃棄物由来の実効線量を年〇・二二ミリシーベルト以内に抑えるためには、素案にあるように海水中のトリチウムの告示濃度限度が水一リットル中六万ベクレルであるところ、運用基準は地下水バイパスとサブドレンを合わせて水一リットル中千五百ベクレルである。

地下水バイパスとサブドレンに加えてAPS処理水を液体廃棄物として処理する場合も、敷地境界における実効線量年一ミリシーベルト未満を超えないために、トリチウムの運用目標である一リットル中千五百ベクレルに変化はないと考えるがどうか。

右質問する。

内閣衆質二〇一二二三号

令和二年六月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員阿部知子君提出ALPS処理水の濃度に考慮されていない核種があることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出ALPS処理水の濃度に考慮されていない核種があることに関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の「東京電力が「考査・まとめ」で示した①②の考え方」は、令和元年六月十七日に開催した原子力規制委員会特定原子力施設監視・評価検討会（以下「監視・評価検討会」という）第七十二回会合において、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）が説明したものであるが、これが「今後もALPS処理水の取扱いにおいて維持される」かについ

ては、東京電力が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の三第二項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（令和二年五月二十七日付け変更認可。以下「実施計画」という。）における多核種除去設備等処理水の取扱いに係る実施計画の変更の認可の申請書を提出すれば、原子力規制委員会において審査することとなる。

二の1について
監視・評価検討会第七十二回会合において、東京電力が、御指摘のように「東京電力は全データを測定し、告示比総和にC—14を考慮する」との認識を示したことは、原子力規制庁において把握している。

二の2について
お尋ねについては、トリチウムは多核種除去設備等によって取り除くことができないことが踏まえ、原子力災害対策本部の下に設置された多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会が令和二年二月十日に公表した報告書（以下「報告書」という。）において、「トリチウム

以外の放射性物質について告示濃度限度比総和一未満を満たすことを今後の対応方針として決定」とされており、多核種除去設備等処理水の「二次処理」の対象にトリチウムを含まないこととされている。

二の3について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、今後も、多核種除去設備等処理水の取扱いについて、広く全国から意見を聞くことができるようするため、書面での意見募集を行い、また、報告書を踏まえ、地元自治体や農林水産業者を始めとした幅広い関係者から意見を聞いてまいりたい。

三の1について
お尋ねの「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」は、東京電力に対し、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）において、「特に施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値）を、平成二十五年三月までに年間一ミリシーベルト未満とする」とを求めており、これは平成二十五年三月に達成された。

その後、同年四月に地下貯水槽に貯蔵された汚染水が漏えいし、この拡大を防ぐため、当該汚染水が敷地境界近くのタンクに移送されたこと等により、敷地境界における実効線量（施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値。以下三の1について及び三の3及び4についてにおいて同じ。）が年間一ミリシーベルトを上回ることとなつた。このた

平成二十八年三月に再度敷地境界における実効線量が年間一ミリシーベルト未満となつた。

三の2について
原子力規制庁において、福島第一原発の敷地からみ上げた地下水等の排水に起因する実効線量が年間〇・二二ミリシーベルトであること確認している。

三の3及び4について
原子力規制委員会は、東京電力に対して、敷地境界における実効線量を、年間一ミリシーベルト未満とするすることを求めており、多核種除去設備等処理水の処分は、これを満たす範囲で行われることが必要であると認識している。

また、御指摘の「液体廃棄物の排水に起因する実効線量の内訳は年〇・二二ミリシーベルト以内」については、東京電力が、実施計画において、トリチウムを一リットル当たり千五百ベクレルとする等の運用目標を満足するように、敷地内でぐみ上げた地下水等を排水する場合における実効線量であり、多核種除去設備等処理水を処分する場合に関するものではない。

お尋ねについては、トリチウムは多核種除去設備等によって取り除くことができないことが踏まえ、原子力災害対策本部の下に設置された多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会が令和二年二月十日に公表した報告書（以下「報告書」という。）において、「トリチウム

未満を満たすことを今後の対応方針として決定」とされており、多核種除去設備等処理水の「二次処理」の対象にトリチウムを含まないこととされている。

二の3及び4について
お尋ねについては、トリチウムは多核種除去設備等によって取り除くことができないことが踏まえ、原子力災害対策本部の下に設置された多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会が令和二年二月十日に公表した報告書（以下「報告書」という。）において、「トリチウム

未満を満たすことを今後の対応方針として決定」とされており、多核種除去設備等処理水の「二次処理」の対象にトリチウムを含まないこととされている。

三の3及び4について
お尋ねについては、トリチウムは多核種除去設備等によって取り除くことができないことが踏まえ、原子力災害対策本部の下に設置された多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会が令和二年二月十日に公表した報告書（以下「報告書」という。）において、「トリチウム

未満を満たすことを今後の対応方針として決定」とされており、多核種除去設備等処理水の「二次処理」の対象にトリチウムを含まないこととされている。

三の3及び4について
お尋ねについては、トリチウムは多核種除去設備等によって取り除くことができないことが踏まえ、原子力災害対策本部の下に設置された多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会が令和二年二月十日に公表した報告書（以下「報告書」という。）において、「トリチウム

未満を満たすことを今後の対応方針として決定」とされており、多核種除去設備等処理水の「二次処理」の対象にトリチウムを含まうこと

令和二年五月二十九日提出
質問 第二一一四号
新型肺炎対策に係る特別定額給付金に関する質問主意書

提出者 矢上 雅義
新型肺炎対策に係る特別定額給付金に関する質問主意書

衆議院議員矢上雅義君提出新型肺炎対策に係る特別定額給付金に関する質問に対する質問主意書

[別紙]

答弁書

衆議院議員矢上雅義君提出新型肺炎対策に係る特別定額給付金に関する質問に対する質問主意書

衆議院議員矢上雅義君提出新型肺炎対策に係る特別定額給付金に関する質問に対する質問主意書

令和二年五月二十九日提出
質問 第二一一五号
賭け麻雀の賭博性に関する質問主意書

提出者 岡本 充功
賭け麻雀の賭博性に関する質問主意書

五 「必ずしも高額とは言えない」とはどの程度の現金授受を指すのか。また、千点を三百円と換算されるものは必ずしも高額とは言えないレートなのか見解を問う。この問い合わせについて一概にはお答えが出来ないとするのであれば、なぜ「必ずしも高額とは言えない」との見解を示せるのか答弁を求める。

新型肺炎対策に係る特別定額給付金の支給対象が、令和二年四月二十七日を基準日として住民基本台帳に記載されている者に限定された結果、日本国籍を有する在外日本人が支給対象から除外とされたことから、以下、質問する。

一 新型肺炎に係る緊急経済対策を受けて行われる、特別定額給付金の支給対象者から、在外日本人を除外するのは、いかなる理由か。

二 特別定額給付金の支給対象者を検討する時に、在外日本人を含めるか否かについて検討したのか。

三 総務省の広報において「国民一人当たり十万円」と記載されていたにも関わらず、等しく日本国民である在外日本人を除外したのは、いかなる理由か。

四 安倍総理大臣が記者会見で「すべての国民に現金をお配りする」と発言し、参議院本会議等では「国民との一体感を大事にするために現金をお配りする」とも発言されている。安倍総理大臣が発言するところの「国民」に在外日本人が含まれないのは、いかなる理由か。右質問する。

内閣衆質二〇一二二一四号
令和二年六月九日
内閣総理大臣 安倍 晋三

一から四までについて

特別定額給付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和二年四月二十日閣議決定)において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人ととの接触を最大限削減する必要がある。

医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととし、一律に、一人当たり十万元の給付を行う。」こととされており、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条第一項第二号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域として公示された日本国内の区域で生活している者を対象としている。具体的に「知らないものとの間で」行われた現金を賭けた麻雀では賭博罪の犯行様態の悪質性に差があると考へられるか。「旧知の間で」とは具体的にどの範囲の者を指すのか明示願いたい。この問い合わせについて「一概に言えない」と答弁するのであれば例えば「名前と顔を知っている間柄」であればもしくは「生計を同一とする親族間」であれば「旧知の間」となるのか見解を問う。

四 賭け麻雀の「レート」が高額であるか否かは博罪の犯行様態の悪質性に差を生じると考へるか。また犯行結果の大小に関わるものと考える。

法務省は衆議院法務委員会で以下の答弁をしました。
「旧知の間でレートはいわゆる点ビン。具体的に申しますと千点を三百円と換算されるものではございまして、もちろん賭け麻雀は許されるものではありませんが、社会の実情を見ましたところ、必ずしも高額と言えないレートでした。」と答弁しました。

そこでこの答弁について問う。

一 現金を賭けて麻雀することは金額の多寡によらず賭博罪となるか。

二 法務省において聴取した結果、黒川前東京高検検事長の行っていた賭博の常習性の有無はどういうに判断したのか。もしくは常習性については聴取していないのか答弁を求める。

三 「旧知の間で」行われた現金を賭けた麻雀と「知らないものとの間で」行われた現金を賭けた麻雀では賭博罪の犯行様態の悪質性に差があると考へられるか。「旧知の間で」とは具体的にどの範囲の者を指すのか明示願いたい。この問い合わせについて「一概に言えない」と答弁するのであれば例えば「名前と顔を知っている間柄」であればもしくは「生計を同一とする親族間」であれば「旧知の間」となるのか見解を問う。

四 賭け麻雀の「レート」が高額であるか否かは博罪の犯行様態の悪質性に差を生じると考へるか。また犯行結果の大小に関わるものと考える。

五 「必ずしも高額とは言えない」とはどの程度の現金授受を指すのか。また、千点を三百円と換算されるものは必ずしも高額とは言えないレートなのか見解を問う。この問い合わせについて一概にはお答えが出来ないとするのであれば、なぜ「必ずしも高額とは言えない」との見解を示せるのか答弁を求める。人事及び処分に關する

六 五月二十五日の総理の会見で「黒川氏の処分については五月二十一日に法務省から検事総長に對し、調査結果に基づき訓告が相当と考える旨を伝え、検事総長においても訓告が相当であると判断して、処分したものと承知している」と述べている。「検事総長においても訓告が相当であると判断」する前に法務省もしくは検察官から直接もしくは内閣総務官室などを通じて間接に総理、官房長官、総理補佐官、さらには総理秘書官や官房長官秘書官に對して訓告が相当と考える旨もしくは処分の考え方に對しての情報が伝えられたことがあつたのか答弁を求める。人事及び処分に關することであり明らかにできないとするのであれば、法務省及び検察官職員と検事総長の間の情報の提供のタイミングや訓告決定の過程を公表しながら、法務省と総理、官房長官、総理補佐官、総理秘書官、官房長官秘書官との間の情報提供について答弁をしない理由を求める。

七 五で問うところの「検事総長においても訓告が相当であると判断」する前に総理、官房長官、総理補佐官、総理秘書官、官房長官秘書官から直接もしくは内閣総務官室などを通じて間接に法務省もしくは検察官職員に黒川氏の处分について訓告が相当と考える旨もしくは処分の考え方に關する意見が伝えられたことがあつたのか答弁を求める。人事及び処分に關するこ

とであり明らかにできないとするのであれば、法務省検事総長との間の情報の提供のタイミングや訓告決定の過程を公表しながら、法務省及び検察庁職員と總理、官房長官、總理補佐官、總理秘書官、官房長官秘書官との間の情報提供について答弁をしない理由を求める。

八 東京高檢檢事長に対する任命権者は内閣であるが、國家公務員法上の懲戒処分の決定権は内閣にあるか答弁を求める。内閣にあるとするのであれば今月、東京高檢檢事長に対する懲戒処分をするかどうかを内閣において検討した上で行わないことは内閣で決定したと理解してよいか答弁を求める。

九 人事院が示した「懲戒処分の指針について」(平成十二年三月三十一日職職一六八、最終改定令和二年四月一日職職一三一)に「各省庁における本指針を踏まえて」と書かれていたがここでの「各省庁」に内閣は含まれるのか答弁を求める。

右質問する。

二について 法務省による黒川弘務元東京高等検察庁検事長(以下「黒川氏」という)に対する事情聴取等の調査の結果、黒川氏は、「懲戒処分の指針について」(平成十二年三月三十一日付け職職一六八人事院事務総長通知)における常習として賭博をした職員に該当するとは認められなかつた。

五について 一、三及び四についてでお答えした川原法務省刑事局長の答弁は、法務省における懲戒処分等の先例を踏まえ、麻雀の賭け金の額を含む事案の内容等諸般の事情を総合的に考慮して答弁したものであり、前段のお尋ねについては、一般にお答えすることは困難である。後段のお尋ねについては、御指摘の「千点を百円に換算されるもの」についてのみ「必ずしも高額とは言えない」との見解を示したものではない。

(別紙) 衆議院議員岡本充功君提出賭け麻雀の賭博性に関する質問に対する答弁書

六及び七について 御指摘の「訓告が相当と考える旨」に係るお尋ねについては、お尋ねのようない事実はない。また、御指摘の「処分の考え方についての情報」及び「処分の考え方についての意見」については、

られるが、当該答弁については、国家公務員法

(昭和二十一年法律第百二十号。以下「法」といふ。)第八十二条第一項に規定する懲戒処分(以下「懲戒処分」という。)又は法務省の内規に基づく監督上の措置の量定に当たっての事情について述べたものであり、犯罪の成否について述べたものではない。

その上で、犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断されるべき事柄であることから、お尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

九について お尋ねの「各省庁」には、法第五十五条第一項等の規定により任命権者とされる内閣を含むものと解している。

八について 前段のお尋ねについては、検事長に対する懲戒処分は、法第八十四条第一項の規定により、任命権者である内閣が行うものとされている。後段のお尋ねについては、御指摘の「懲戒処分を・・・行わないこと」の「決定」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

四 総理は同じ会見で「PCR検査の体制についてもしっかりと検証しながら前に進んでいる」と述べている。どんな検証をしてどのような結果を得ているのか示されたい。

五 世界保健機関の新型コロナウイルス感染症への対応は総理が会見で述べたところの「自由、透明、迅速な形で情報や知見が共有される」とがなかったと考えているのか答弁を求める。

六 世界保健機関は本年一月三十日(日本時間三十一日未明)に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言した。この日時で宣言したこととは遅かつたとされているが見解を求める。また中国が前記の宣言を出さないように一月三十日以前に世界保健機関に対して要請していたと認識しているか答弁を求める。また世界保健機関が前記の宣言時点で中国への渡航や貿易の制限を求めなかつたことは適切と考えているか見解を求める。

七 総理が言うところの「日本モデル」とは何か。具体的に答弁を求める。

右質問する。

八について 令和二年五月二十五日の総理の記者会見で述べた新型コロナウイルス感染症対策の政府の認識に関する質問主意書 提出者 岡本 充功

令和二年五月二十五日の記者会見で述べた新型コロナウイルス感染症対策の政 府の認識に関する質問主意書

安倍総理は五月二十五日の記者会見で「今回の流行をほぼ収束させることができました」と述べた。そこで政府の認識を聞く。

九について 令和二年六月九日 内閣衆質二〇一第二二六号

内閣衆質二〇一第二二六号

令和二年六月九日 衆議院議長 大島 理森殿 内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員岡本充功君提出令和二年五月二十五日の総理の記者会見で述べた新型コロナウイルス感染症対策の政府の認識に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について 御指摘の「訓告が相当と考える旨」に係るお尋ねについては、お尋ねのようない事実はない。また、御指摘の「処分の考え方についての情報」及び「処分の考え方についての意見」については、

別紙

方志

衆議院議員岡本充功君提出令和二年五月二十五日の總理の記者会見で述べた新型コロナウイルス感染症対策の攻守の恩讐に關す

ガウイナス感染症対策の政府の諸議に關する質問に対する答弁書

お尋ねの「どのような状態」及び「どんな状態一から三までに「いて

の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、「収束」及び「終息」については、国内外における感染状況や病原体の性質、社会情勢等の具体的な状況に即して判断すべきものであり、一概に定義することは困難であると考えている。

なお、令和二年五月二十五日の記者会見において、安倍内閣総理大臣が「足元では、全国で新規の感染者は五十人を下回り、一時は一万人近くおられた入院患者も二千人を切りました。先般、世界的にも極めて厳しいレベルで定めた解除基準を、全国的にこの基準をクリアしたと判断いたしました。（中略）わずか一か月半で、今回の流行をほぼ収束させることができました」と述べ、同日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第五項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言」をしたところである。

お尋ねについては、令和二年五月四日の記者会見において、安倍内閣総理大臣が「PCRの検査の数が諸外国と比べて日本は少ないのではないか」という御指摘もあり・・・どこに目詰まりがあるのかということは、・・・東京などを中心とした大都市部を中心に検査待ちが多く報告をされまして、検査件数がなかなか増加しなかつた要因として、各自治体における保健所の業務過多や、検体採取の体制などが挙げられて

しており、現時点でお答えすることは困難である。

また、「中国が前記の宣言を出さないようにな一月三十日以前に世界保健機関に対して要請していたと認識しているか」とのお尋ねについては、政府が行つてゐる情報収集の内容等について具体的にお答えすることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、差し控えたい。

三 國際オリンピック委員会のバッハ会長が「再延期はない」と発言していると報道されている。日本政府としてこの発言は確認しているか。またこの発言を確認しているのであれば二〇二一年に開催することは日本政府としてもあり得ないとの認識でよいか答弁を求める。

四 二〇二三年の開催もあり得るとの認識であれば、その場合の費用は二〇二一年開催に比べいくらくらえると予想するのか答弁を求める。

右質問する。

んにとつても安心で安全な大会を目指し、今後とも、I.O.C.、大会組織委員会、東京都等との緊密な連携の下、開催国としての責任をしっかりと果たしてまいります。」と述べているところである。

いります」と述べているところであり、また、同月二十五日の記者会見において、安倍内閣総理大臣が「PCR検査についても、民間検査機関への支援に加え、大学にある検査機器を活用させていただくななど、検査機能の拡大を進め・・・これまでの専用外来に加え、医師会の御協力を頂き、全国で既に百か所近いPCRセンターを設置しており、これを一層拡大していきます」と述べているところである。

令和二年五月二十九日提出
質問 第二一七号

する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

記者会見において、安倍内閣総理大臣が「緊急

內閣衆質二〇一第二二七号

七号

令和二年六月九日

令和二年五月二十九日提出
質問 第二一八号

旧ソ連抑留死没者遺骨問題に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

旧ソ連抑留死没者遺骨問題に関する質問主意書

民主党政権下で戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(いわゆるシベリア特措法)が成立して今年六月でちょうど、十年となる。未だ残された問題も多く、政府は真剣に取り組んでほしい。

昨年七月以降、シベリアで収集された遺骨に日本人以外の遺骨が多数含まれていて、以前からその事実が専門家によつて指摘されていながら、公表もされず、対処もされていなかつた問題が明らかになつた。公表も対応も遅く、とんでもないことがである。

やつと厚生労働省による改善案も発表されたが、新型コロナウイルスの影響で、国境を越えた移動は困難になり、事業執行は難しいと予想される。戦後七十五年を迎える、遺族や抑留体験者の高齢化が進み、事態を深く憂慮しているところである。

一日日本人のものではないと認定された遺骨を政府は、どのようにして返還するのか。ロシア側との合意はできているのか。間違つて収集された遺骨の海外持ち出しが、ロシアの国内法規に抵触しないのか。

二 昨年五月及び六月に厚生労働省調査班に加わつて埋葬地を調査した抑留体験者は、日本人埋葬地の上に後からロシア人ら元民の墓地が造成された可能性を指摘している。今回の遺骨

取り違ひの原因として、ロシア現地での混葬

(日本人埋葬区画内や近隣にロシア人ら現地人の埋葬を行つてきた)が進んできていることがあげられる。

こうしたケースは、旧ソ連国内の

日本人埋葬地の保全を約束した捕虜収容所に

収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に違反している可能性が高いが、日本政府はロシ

ア側にそつした問題を提起し、改善を求めていたこ

とはあるか。

三 厚生労働省調査班に加わつて埋葬地を調査した抑留体験者は、調査・試掘現場における探

知・発掘のための器材・重機の不足を指摘し、改善を訴えているが、今年五月二十一日に発表

された「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制

の抜本的な見直しについて」にはその点につい

ての言及がない。探知・発掘のための器材・重

機の投入、拡充についてはどのような計画があ

るか。

四 当面、新型コロナウイルスによる渡航制限の

ため、日本から出かけて調査、発掘することが難しくなつてゐる。ロシア側において調査を継続し、発掘も委託することを検討すべきと考えるが、いかがか。そもそも日本人捕虜らを運行し、抑留・使役したのはソ連軍であり、埋葬場所などについての詳細な記録もソ連軍によつて作成され、保存されてきた。厚生労働省は昨年米軍と遺骨収集に關わる協力を目的とした覚書を締結しているが、ロシア軍とも同様に覚書を締結して日本人捕虜らの埋葬に責任を負い、情報報を集積しているロシア軍の積極的な協力を得るよう努めるべきであると考えるが、いかがか。

右質問する。

内閣衆質二〇一第二一八号

令和二年六月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出旧ソ連抑留死没者遺骨

問題に関する質問に対する答弁書

問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出旧ソ連抑留死没者

遺骨問題に関する質問に対する答弁書

問題に関する質問に対する答弁書

近隣にロシア人ら現地人の埋葬を行つてきたが進んできていることがあげられる」の意味す

るところが必ずしも明らかではないが、埋葬地の保全については、これまで、ロシア連邦政府等に対し、協定に基づいて日本人死亡者の埋葬

地が適切な状態に保たれるよう要請してきてい

る。

御指摘の「探知・発掘のための器材・重機」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、遺骨収集に当たつては、地盤や地形等を考慮し、適宜、必要な器材や重機を使用しているところであり、今後も必要に応じて使用することとしている。

三について

御指摘の「探知・発掘のための器材・重機」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、埋葬地の保全については、これまで、ロシア連邦政府等に対し、協定に基づいて日本人死亡者の埋葬

地が適切な状態に保たれるよう要請してきてい

る。

三について

御指摘の「探知・発掘のための器材・重機」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、埋葬地の保全については、これまで、ロシア連邦政府等に対し、協定に基づいて日本人死亡者の埋葬

地が適切な状態に保たれるよう要請してきてい

令和2年度一般会計補正予算

予算総則補正

第1条 既定の令和2年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	令和2年度成 立予算額(千円)	補正額			改 令和2年度 予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
歳入	128,349,324,844	31,911,370,604	0	31,911,370,604	160,260,695,448
歳出	128,349,324,844	31,911,370,604	△ 2,026,358	31,911,370,604	160,260,695,448

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、
「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第15条第1項の規定により令和2年度において国が債務を負担する行為の追加は、
「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第28条の規定により、「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、
「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償
還年次表」に関する補正調査は、別に添付する。

第5条 令和2年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定に
より令和2年度において公債を発行することができる限度額[9,439,000,000千円]を[18,738,000,000
千円]に改める。

2 令和2年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「財政運営に必要な財源の確保を図るための
公債の発行の特例に関する法律」第3条第1項の規定により令和2年度において公債を発行するこ
とができる限度額[48,908,553,518千円]を[71,420,924,122千円]に改める。

第6条 令和2年度一般会計予算総則第8条に定める「財政法」第7条第3項の規定による財務省証券
及び一時借入金の最高額[40,000,000,000千円]を[60,000,000,000千円]に改める。

第7条 令和2年度一般会計予算総則第12条第1項の債務保証契約の限度額の表中

1 株式会社日本政策金融 公庫 危機対応円滑化業務に する社債に係る債務	「株式会社日本政策金融 公庫法」第55条第1項 指定金融機関の危機対応業務におけ る定期社債の取得に係るものにあつ ては発行限度額500,000,000千円及び その他のものにあっては額面総額 600,000,000千円並びにそれぞれの利 息に相当する金額
---	---

を

(六) 器印

(七)

1 株式会社日本政策金融 公庫 危機対応円滑化業務に する社債に係る債務	「株式会社日本政策金融 公庫法」第55条第1項 指定金融機関の危機対応業務におけ る定期社債の取得に係るものにあつ ては発行限度額500,000,000千円及び その他のものにあっては額面総額 600,000,000千円並びにそれぞれの利 息に相当する金額	10 株式会社日本貿易保険 社債及び借入金に係る債 務	「貿易保険法」第26条第1 項	111 額面総額及び元本金額の合計額 905,300,000千円並びにその利息に相 当する金額
11 預金保険機構 次に掲げる預金保険機構 債及び借入金に係る債務	(1) 「預金保険法」に係る 業務((2)に掲げるもの を除く。)に関するもの	「預金保険法」第42条の2 金にあっては額面総額及び元本金額 の合計額19,000,000,000千円、(2)に 掲げる預金保険機構債及び借入金に あっては額面総額及び元本金額の合	2 項	

(3) 金融再生業務及び廃定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの	「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第5条第2項 〔金融機能の強化のための特別措置に関する法律〕第45条	計額35,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額3,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額12,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
11 預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務	「預金保険法」第42条の2 〔(1) 「預金保険法」に係る業務((2)に掲げるものの除外。)に関するもの (2) 危機対応業務に関するもの (3) 金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの のための緊急措置に関する法律」第66条	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額1,9,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額35,000,000,000千円、(3)に掲げ る預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額3,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額15,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
13 株式会社産業革新投資 機構 社債及び借入金に係る債務	「産業競争力強化法」第119条	額面総額及び元本金額の合計額3,340,000,000千円並びにその利息に相当する金額
14 株式会社地域経済活性化支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社地域経済活性化支援機構法」第44条 119条	額面総額及び元本金額の合計額1,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
14 株式会社地域経済活性化支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社地域経済活性化支援機構法」第44条 119条	額面総額及び元本金額の合計額1,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額

に、

(外)助(外)報加

甲号 歳入歳出予算補正
歳入

主 管 部	款 項	補 正			額 (千円)
		追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)	差 引 額 (千円)	
財務省	公債金	31,911,370,604	0	31,911,370,604	31,911,370,604
	公債金	31,911,370,604	0	31,911,370,604	31,911,370,604
	特例公債金	9,299,000,000	0	9,299,000,000	9,299,000,000
		22,612,370,604	0	22,612,370,604	22,612,370,604
		31,911,370,604	0	31,911,370,604	31,911,370,604

歳
出

所 管 組 織	項	補 正			額 (千円)
		追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)	差 引 額 (千円)	
國 會	衆 議 院 院 參 議 院 院 會 所 管 補 正 級 合 計	0	△ 0 △ 0	1,326,327 700,031 2,026,358	1,326,327 700,031 2,026,358
裁 判 所	裁 判 所 管 補 正 級 合 計	0	△ 0 △ 0	152,600 152,600 152,600	152,600 152,600 152,600
内 閣	内 閣 官 房	1,106,466	0	1,106,466	1,106,466
内 閣	内 閣 官 房 共 通 費 効 率 化 推 進 費	1,259,066	0	1,259,066	1,259,066
内 閣	内 閣 官 房 共 通 費 効 率 化 推 進 費 計	2,371,034	0	2,371,034	2,371,034
内 閣	内 閣 官 房 共 通 費 効 率 化 推 進 費 計	753,075	0	753,075	753,075
内 閣	内 閣 官 房 共 通 費 効 率 化 推 進 費 計	3,124,109	0	3,124,109	3,124,109
内 閣	内 閣 官 房 共 通 費 効 率 化 推 進 費 計	214,558	0	214,558	214,558
内 閣	内 閣 官 房 共 通 費 効 率 化 推 進 費 計	3,338,667	0	3,338,667	3,338,667
内 閣	内 閣 官 房 共 通 費 効 率 化 推 進 費 計	2,000,000,000	0	2,000,000,000	2,000,000,000
内 閣	防 災 政 策 費	156,471	0	156,471	156,471
内 閣	沖 繩 政 策 費	107,100,000	0	107,100,000	107,100,000
内 閣	男女共同参画社会形成促進費	222,976	0	222,976	222,976
内 閣	計	2,107,479,447	0	2,107,479,447	2,107,479,447
子 ど も ・ 子 育 て 本 部 府	仕事・子育て両立支援事業費	262,974	0	262,974	262,974
子 ど も ・ 子 育 て 本 部 府	警察活動基盤整備費	2,015,175	0	2,015,175	2,015,175

(外) 費 用

金 融 費 者	府 厅	金 融 費 者	政 策 費 費	306,476	0	306,476
		独立行政法人国民生活センター運営費		1,229,834	0	1,229,834
		独立行政法人国民生活センター運営費		71,000	0	71,000
総 務 省	内 閣 府 所 管 省	補 正 額 合 計	計	1,300,834	0	1,300,834
総 務 省	内 閣 府 本 部	電子政府・電子自治体推進費		2,111,364,906	0	2,111,364,906
法 務 省	消 防 法 務 本 部	情報通信技術高度利活用推進費		929,945	0	929,945
法 務 省	消 防 法 務 本 部	電波利用料財源電波監視等実施費		547,069	0	547,069
檢 察 廳	防 務 省 所 管 省	消防防災体制等整備費	計	50,155,278	0	50,155,278
檢 察 廳	防 務 省 所 管 省	消防防災体制等整備費	補正額合計	51,632,292	0	51,632,292
檢 察 廳	正 保 生 入 國 法 務 本 部	司法制度改革推進費	計	299,098	0	299,098
檢 察 廳	正 保 生 入 國 法 務 本 部	法務行政情報化推進費	計	51,931,390	0	51,931,390
檢 察 廳	正 保 生 入 國 法 務 本 部	正生保護官管理業務費	計	175,054	0	175,054
外 務 省	正 保 生 入 國 法 務 本 部	正生保護官管理業務費	正額合計	48,563	0	48,563
外 務 省	正 保 生 入 國 法 務 本 部	正生保護官管理業務費	正額合計	223,617	0	223,617
外 務 省	正 保 生 入 國 法 務 本 部	正生保護官管理業務費	正額合計	81,069	0	81,069
外 務 省	正 保 生 入 國 法 務 本 部	正生保護官管理業務費	正額合計	48,021	0	48,021
外 務 省	正 保 生 入 國 法 務 本 部	正生保護官管理業務費	正額合計	70,904	0	70,904
外 務 省	正 保 生 入 國 法 務 本 部	正生保護官管理業務費	正額合計	199,994	0	199,994
外 務 省	正 保 生 入 國 法 務 本 部	正生保護官管理業務費	正額合計	945,032	0	945,032
外 務 省	正 保 生 入 國 法 務 本 部	正生保護官管理業務費	正額合計	95,040	0	95,040
外 務 省	正 保 生 入 國 法 務 本 部	正生保護官管理業務費	正額合計	246,980	0	246,980
外 務 省	正 保 生 入 國 法 務 本 部	正生保護官管理業務費	正額合計	1,710,663	0	1,710,663
外 務 省	正 保 生 入 國 法 務 本 部	正生保護官管理業務費	正額合計	609,958	0	609,958
外 務 省	事 政 策	費	事 政 策	1,502,329	0	1,502,329
外 務 省	正 領 補	費	正 領 補	2,112,287	0	2,112,287
外 務 省	正 領 補	費	正 領 補	233,686	0	233,686
外 務 省	正 領 補	費	正 領 補	539,543,286	0	539,543,286
外 務 省	正 領 補	費	正 領 補	100,000,000	0	100,000,000
財 務 省	政 策	費	政 策	4,806,700,000	0	4,806,700,000
財 務 省	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 予 備 費	費	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 予 備 費	10,000,000,000	0	10,000,000,000
財 務 省	計	計	計	15,446,476,972	0	15,446,476,972

(外) 報 告

文部科学省	文部科学本省	教育政策推進費 初等中等教育振興費 義務教育費国庫負担金 高等教 育振興費 独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	754,510 0 0 0 0	754,510 0 0 0 0
私立学校振興費 研究振興費 国立大学法人運営費 研究開発推進費 計	16,687,057 2,100,000 4,507,177 935,000 0	0 0 0 0 0	16,687,057 2,100,000 4,507,177 935,000 0	
又文化振興費 文部科学省所管補正額合計	103,781,044 2,010,113 55,958,372 0 0	0 0 0 0 0	103,781,044 2,010,113 55,958,372 161,749,529 0	
厚生労働省	厚生労働本省	感染症対策費 医薬品適正使用推進費 医療技術実用化等推進費 医療提供体制基盤整備費 医療保険給付諸費 生活衛生対策費 高齢者等雇用安定・促進費 失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	2,881,419,393 1,084,760 30,822 351,522 3,496,864 18,948,651 129,813,312 323,113,928	0 0 0 0 0 0 0 0
児童虐待等防止対策費 母子保健衛生対策費 母子家庭等対策費 生活保護等対策費 自殺対策 社会福祉諸費 障害保健福祉費 独立行政法人福祉医療機構運営費 独立行政法人福祉医療機構出資	4,428,166 17,749,964 136,544,076 221,573,339 865,158 145,984 3,417,992 216,003 32,758,715	0 0 0 0 0 0 0 0 0	4,428,166 17,749,964 136,544,076 221,573,339 865,188 145,984 3,417,992 216,003 32,758,715	

官 報 (号 外)

(外) 取扱い

丙号 繰越明許費補正

所管	組織	事項	所管	組織	事項
裁判所 内閣府 子ども・子育て本部 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省	裁判所 内閣府 子ども・子育て本部 財務本省 文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省	(項) 裁判費のうち 裁判官費用(司法情報システム緊急整備費に限る。) (項) 沖縄政策費のうち 沖縄振興開発金融公庫出資金 (項) 事業費のうち 事業・子育て両立支援事業費補助金(企業主導型ハイブリッジスター利用者緊急支援事業費に限る。) (項) 警察活動基盤整備費のうち 車両購入費(感染防護車両整備費に限る。) (項) 政策金融費のうち 株式会社日本政策金融公庫出資金 危機対応円滑化業務出資金 (項) 高等教育振興費のうち 大学改革推進等補助金(大学保有検査機器活用促進事業費に限る。) (項) 感染症対策費のうち ワクチン等購入費(新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費に限る。) 生活衛生対策費のうち 株式会社日本政策金融公庫出資金 (項) 国産農産物消費拡大対策費のうち 経営継続対策事業費補助金 担い手育成・確保等対策費のうち 株式会社日本政策金融公庫出資金	経済産業省 経済産業本省 中小企業庁 中小企業環境整備費 株式会社日本政策金融公庫出資金 株式会社商工組合中央金庫出資金 危機対応円滑化業務出資金	林野庁 水産庁 経済産業省 経済産業本省 中小企業環境整備費 株式会社日本政策金融公庫出資金 株式会社日本政策金融公庫出資金 中小企業環境整備費 株式会社日本政策金融公庫出資金 中小企業環境整備費 株式会社日本政策金融公庫出資金 中小企業環境整備費	(項) 林産物供給等振興対策費のうち 株式会社日本政策金融公庫出資金 (項) 渔業経営安定対策費のうち 株式会社日本政策金融公庫出資金 ものづくり産業振興費のうち 中小企業経営支援等対策費補助金(感染症対策関連物資生産設備整備事業費に限る。) クールジャパン推進費のうち コンテンツ産業等強化事業費補助金 (項) 経営革新・創業促進費のうち 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等家賃費支援給付金 中小企業経営支援等対策委託費(家賃支援給付金支給事務委託費に限る。) 中小企業経営支援等対策委託費(家賃支援給付金支給事務委託費に限る。) 中小企業経営支援等対策事業費補助金(中小・小規模事業者経営相談体制強化事業費に限る。) 中小企業事業環境整備費のうち 株式会社日本政策金融公庫出資金 株式会社商工組合中央金庫出資金 危機対応円滑化業務出資金

(文) 収 報 附

丁号 國庫債務負担行為補正

所 管	組 織	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	國庫の負 担 度 と な る 年 度	事 由
國 土 交 通 省	國土交通本省	事務機器借り入れ等	3,995,024	令 和 2 年 度	令 和 2 年 度 以 降 5 箇年以内	
		既 定				事務機器の借り入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶこと を要するため
		追 加	7,366,154	同	令 和 2 年 度 以 降 3 箇年以内	
		改 定	11,361,178	—	—	
防 衛 省	防 衛 本 省	事務機器借り入れ等	6,626,867	令 和 2 年 度	令 和 2 年 度 以 降 5 箇年以内	
		既 定				事務機器の借り入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶこと を要するため
		追 加	281,289	同	令 和 2 年 度 及 び令 和 3 年 度	
		改 定	6,908,156	—	—	
防 衛 裝 備 厅	事務機器借り入れ等	377,670	令 和 2 年 度	令 和 2 年 度 以 降 5 箇年以内		
		既 定				事務機器の借り入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶこと を要するため
		追 加	56,935	同	令 和 2 年 度 及 び令 和 3 年 度	
		改 定	434,605	—	—	

令和二年度一般会計補正予算(第2号)に関する報告書

一 捕正予算の要旨

本補正予算は、歳出面において、令和二年四月三十日に成立した令和二年度補正予算(第1号、特第1号及び機第1号)を強化するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、公債金の増額を行うことにより所要の補正措置を講するものである。

なお、事務機器借入れ等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、令和二年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。(原則として単位未満

四捨五入)

歳入

歳出

歳入

(1) 雇用調整助成金の拡充等
(2) 資金繰り対応の強化
(3) 家賃支援給付金の創設

- (4) 医療提供体制等の強化
(5) その他の支援

① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充
二、〇〇〇、〇〇〇百万円

② 低所得のひとり親世帯への追加的な給付
一、三六、四七九百万円

③ 持続化給付金の対応強化
一、九三九、九九五百万円

④ その他
六三六、二五八百万円

⑥ 新型コロナウイルス感染症対策予備費
一〇、〇〇〇、〇〇〇百万円

② 国債整理基金特別会計へ繰入(利払費等)
九六、三四三百万円

③ 既定経費の減額(議員歳費)
二、〇二六百万円

△
二、九一、三七一千万円

計
二
二
二

二 捕正予算の可決理由
本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム及び日本共産党共同提案により「令和二年度一般会計補正予算(第2号)」、令和二年度特別会計補正予算(特第2号)及び令和二年度政府関係機関補正予算(機第2号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出されたが、否決された。右報告する。

令和二年六月十日

予算委員長 棚橋 泰文

衆議院議長 大島 理森殿

令和二年度特別会計補正予算(特第2号)

右
国会に提出する。

令和二年六月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

～令和2年度特別会計補正予算

予算総則補正

第1条 次に掲げる各特別会計の令和2年度歳入歳出予算補正是、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるところとする。

財務省所管	国債整理基金
財務省及び国土交通省所管	財政投融資
厚生労働省所管	労働保険

第2条 「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定により、各特別会計の「歳入歳出予算補正予定書(計算書)」は、別に添付する。

第3条 令和2年度特別会計予算総則第10条第1項に定める「特別会計に関する法律」第62条第2項の規定による令和2年度において公債を発行することができる限度額「21,400,000,000千円」を「154,200,000,000千円」に改める。

第4条 令和2年度特別会計予算総則第18条第1項の財政融資資金の長期運用予定額の表中

3 沖縄振興開発金融公庫	368,400,000千円
--------------	---------------

を

(文) 参照

加

甲号歳入歳出予算補正

所管	特別会計	款	項	補正額			
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
財務省	国債整理基金	入	他会計より受入	565,568,357	0	565,568,357	
		出	他会計より受入	565,568,357	0	565,568,357	
財務省及び国土交通省	財政投融資		国債整理支出	565,568,357	0	565,568,357	
	財政融資資金勘定	入	資金運用収入	81,941,180	0	81,941,180	
		歳	運用利殖金収入	81,941,180	0	81,941,180	

外(号)報官

雇用勘定		保険収入	一般会計より受入	323,113,928	323,113,928
歳出	歳入	積立金より受入	積立金より受入	746,771,316	746,771,316
	雇用安定資金より受入	雇用安定資金より受入	雇用安定資金より受入	370,508,569	370,508,569
	歳入補正額	歳入補正額	歳入補正額	1,440,393,813	1,440,393,813
	職業紹介事業等実施費	職業紹介事業等実施費	職業紹介事業等実施費	3,722,563	3,722,563
	地域雇用機会創出等対策費	地域雇用機会創出等対策費	地域雇用機会創出等対策費	1,170,958,269	1,170,958,269
	高齢者等雇用安定・促進費	高齢者等雇用安定・促進費	高齢者等雇用安定・促進費	11,013,974	11,013,974
	失業等給付費	失業等給付費	失業等給付費	236,183,327	236,183,327
	職業能力開発強化費	職業能力開発強化費	職業能力開発強化費	659,307	659,307
	独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構運営費	独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構運営費	独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構運営費	1,363,384	1,363,384
	業務取扱費	業務取扱費	業務取扱費	16,300,789	16,300,789
	保険料返還金等徴収勘定へ 繰入	保険料返還金等徴収勘定へ 繰入	保険料返還金等徴収勘定へ 繰入	192,200	192,200
	歳出補正額	歳出補正額	歳出補正額	1,440,393,813	1,440,393,813
	徴収勘定	他勘定より受入	他勘定より受入	274,571	274,571
歳出	他勘定より受入	他勘定より受入	他勘定より受入	274,571	274,571
	業務取扱費	業務取扱費	業務取扱費	274,571	274,571

令和二年度特別会計補正予算(特第2号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、財政投融資特別会計等三特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

特別会計補正予算の概要是、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 国債整理基金特別会計

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
成立予算	一九三、二一四、二六〇	一九三、二一四、二六〇
補正第2号	五六五、五六八	五六五、五六八
計	一九三、七七九、八二八	一九三、七七九、八二八

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
財政投融資特別会計	一九三、七七九、八二八	一九三、七七九、八二八
補正第2号	五六五、五六八	五六五、五六八
計	一九三、七七九、八二八	一九三、七七九、八二八

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
財政融資資金勘定	三三、八一五、五七二	三三、八〇八、六五〇
成立予算	三三、八一五、五七二	三三、八〇八、六五〇
補正第2号	三三、八八三、九一九	三三、八二六、〇二五
計	六六、六九九、四九一	六六、六三四、六七五

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
(1) 労災勘定	八二七、四一三	八二七、四一三
成立予算	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
補正第2号	九二七、四一三	九二七、四一三
計	一、二三四、六六四	一、〇九三、五二二

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
3 労働保険特別会計	八二七、四一三	八二七、四一三
(1) 労災勘定	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
成立予算	九二七、四一三	九二七、四一三
補正第2号	一、〇九七、七六一	一、〇九七、七六一
計	一、二三四、六六四	一、〇九三、五二二

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム及び日本共産党共同提案により「令和二年度一般会計補正予算(第2号)」、令和二年度特別会計補正予算(特第2号)及び令和二年度政府関係機関補正予算(機第2号)につき撤回のうえ編成替えを求める動議が提出されたが、否決された。右報告する。

令和二年六月十日

予算委員長 棚橋 泰文
衆議院議長 大島 理森殿

令和二年度政府関係機関補正予算(機第2号)

右

国会に提出する。
令和二年六月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(2) 雇用勘定

成立予算 三、八二三、六九一 三、八二三、六九一

補正第2号 一、四四〇、三九四 一、四四〇、三九四

計 五、二六四、〇八四 五、二六四、〇八四

(3) 徹収勘定

成立予算 二、七五三、九一二 二、七五三、九一二

補正第2号 二七五 二七五

計 二、七五四、一八六 二、七五四、一八六

令和2年度政府関係機関補正予算

第1条 次に掲げる各政府関係機関の令和2年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

株式会社日本政策金融公庫

中

沖縄振興開発金融公庫 政府からの借入金の総額 368,400,000千円

政府以外の著からの借入金の総額 700,000
沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額 10,000,000

沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の額面総額	747,000
-----------------------	---------

४८

沖縄振興開発金融公庫
軍政府からのお借入金の総額
政府以外の者からの借入金の総額
700,000
4,833,000,000円

沖縄振興開発金融公社債券の額面総額 並びに累積未払利息の額	10,000,000
支拂未払利息の額	717,000

17. പ്രാഥമിക ശാഖയിൽ നിന്ന് വൈദിക ശാഖയിലേക്ക് പരിപാലന ചെയ്യുന്നതു മുൻപുള്ള പരിപാലന ചെയ്യുന്നതാണ്.

株式会社日本政策金融
公庫 国民一般向け業務 借入金の総額 3,750,000,000千円

農林水産業者向け業務	在庫の額面総額	借入金の総額
	170,000,000	790,000,000

社債の額面総額	30,000,000
此二会の公債	9,999,200,000

中 小 正 采 右 向 の 采 力	社 借 入 並 の 額	2,000,000,000
社債の額面総額	100,000,000	

危機対応円滑化業務	借入金の総額	6,099,000,000
短期社債の取得	500,000,000	

に係る社債の発行限度額

その他の社債の額面総額 600,000,000

特定事業等促進円滑化業務 借入金の総額 70,000,000

株式会社日本政策金融公庫 国民一般向け業務 借入金の総額 15,843,000,000千円

社債の額面総額 420,000,000

令和二年六月十日 衆議院会議録第三十二号 令和二年度政府関係機関補正予算(機第2号)及び同報告書

報 (号外)

**令和 2 年度 政府関係機関補正予算
予算総則補正**

第1条 次に掲げる各政府関係機関の令和2年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫

第2条 令和2年度政府関係機関予算総則第2条第1項の公庫又は株式会社の借入金等の限度額の表中

沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金の総額 政府以外の者からの借入金の総額 沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額 沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の額面総額	368,400,000千円 700,000 10,000,000 747,000
------------	--	---

に、

株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務 農林水産業者向け業務 中小企業者向け業務 危機対応円滑化業務	借入金の総額 社債の額面総額 借入金の総額 社債の額面総額 借入金の総額 社債の額面総額 借入金の総額 短期社債の発行限度額	783,000,000千円 700,000 10,000,000 747,000 3,730,000,000千円 170,000,000 790,000,000 30,000,000 2,328,200,000 100,000,000 6,099,000,000 500,000,000
特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額	70,000,000	を

第3条 令和2年度政府関係機関予算総則第3条の保険契約等の限度額の表中に改める。

「株式会社日本政策金融公庫法」第31条

農林水産業者向け業務 中小企業者向け業務 危機対応円滑化業務	貸付金の総額 「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第2号及び第5号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額 農林水産業者向け業務 中小企業者向け業務 保証金額の総額 保険勘額の総額 補填の額の総額 保険勘額の総額	24,000,000千円 「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第2号及び第5号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額 6,600,000,000 70,000,000
「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条	を	

「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	貸付金の総額 「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第2号及び第5号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額 農林水産業者向け業務	24,000,000千円 11,973,200,000 350,000,000 15,099,000,000 500,000,000 1,850,000
特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額	70,000,000

を

株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務 社債の額面総額	借入金の総額 15,843,000,000千円 420,000,000
--------------	---------------------	---

中小企業者向け業務 保証金額の総額 保険勘額の総額 補填の額 指定金融機関の危機対応業務における短期社債の取扱いによる補填の額の限度額	45,000,000 60,500,000 74,836,000,000 400,000,000
---	---

「被継金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」
に改める。

その他の補填の額の総額	12,339,800,000
保険勘額の総額	86,000,000

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	款	項	補正額		額
			追加額(千円)	修正減少額(千円)	
沖縄振興開発金融公庫	事業益金	事業益金	1,187,539	0	1,187,539
	雜収入	雜取事業益金	1,187,539	0	1,187,539
	雜支	雜取事業益金	452	0	452
株式会社日本政策金融公庫	事業益金	事業益金	452	0	452
国民一般向け業務	事業益金	事業益金	1,187,991	0	1,187,991
	雜収入	雜取事業益金	905,055	0	905,055
	雜支	雜取事業益金	105,729,731	0	105,729,731
農林水産業者向け業務	事業益金	事業益金	105,729,731	0	105,729,731
	雜収入	雜取事業益金	21,811	0	21,811
	雜支	雜取事業益金	105,751,542	0	105,751,542
	出事	事業益金	39,142,196	0	39,142,196
	収入	事業益金	801,567	0	801,567
	支	事業益金	801,567	0	801,567

(外) 報 告

支 出	入	取 引	549,510	0	549,510
中小企業者向け業務 取 入	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	一般会計上り受入 取 入 補 正 額 金	0	0
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	1,351,077	0	1,351,077
信用保険等業務 取 入	保 險 料 收 入	保 險 料 收 入	1,547,618	0	1,547,618
危機対応円滑化業務 取 入	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	63,411,800	0	63,411,800
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	63,411,800	0	63,411,800
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	4,261	0	4,261
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	63,416,061	0	63,416,061
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	33,705,769	0	33,705,769
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	58,702,898	0	58,702,898
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	58,702,898	0	58,702,898
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	1,296,264	0	1,296,264
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	1,296,264	0	1,296,264
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	7,144	0	7,144
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	7,144	0	7,144
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	60,006,306	0	60,006,306
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	55,504,500	0	55,504,500
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	124,805,844	0	124,805,844
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	124,805,844	0	124,805,844
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	239,379,800	0	239,379,800
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	239,379,800	0	239,379,800
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	7,508	0	7,508
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	7,508	0	7,508
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	364,193,152	0	364,193,152
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	145,866,399	0	145,866,399
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	169,303,074	0	169,303,074
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	43,370,750	0	43,370,750
支 出	事 業 益 金 入	事 業 益 金 入	358,540,223	0	358,540,223

令和二年度政府関係機関補正予算(機第2号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要是、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 沖縄振興開発金融公庫

支入(百万円)
一三、八六九
一、一八八
一五、〇五七

支出(百万円)
九、八四三
九〇五
一〇、七四八

成立予算
補正第2号
計

2 株式会社日本政策金融公庫
国民一般向け業務
成立予算
補正第2号
計

収入(百万円)
一八三、四一〇
一〇五、七五二
二八九、一六二
一三四、六二六

支出(百万円)
九五、四八三
三九、一四二
四五、六〇六
一、五四八

(2) 農林水産業者向け業務
成立予算
補正第2号
計

収入(百万円)
四九、八五八
五一、二〇九
四七、一五三

支出(百万円)
四五、六〇六
一、五四八
四五、六〇六

(3) 中小企業者向け業務
成立予算
補正第2号
計

収入(百万円)
五六、七三九
六三、四一六
一六〇、一五五
五一、二〇九

支出(百万円)
五〇、四六二
三三、七〇六
八四、一六七

(4) 信用保険等業務
成立予算
補正第2号
計

収入(百万円)
二四、九八八
六〇、〇〇六
三〇四、九九四
六四八、〇四八

支出(百万円)
五九二、五四四
五五、五〇五

(5) 危機対応円滑化業務
成立予算
補正第2号
計

収入(百万円)
八四、六〇五
三六四、一九三
三四八、四五〇
四九四、四二六

支出(百万円)
一三五、八八五
三五八、五四〇

二 補正予算の可決理由
本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
なお、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム及び日本共産党共同提案により「令和二年度一般会計補正予算(第2号)、令和二年度特別会計補正予算特第2号」及び令和二年度政府関係機関補正予算(機第2号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出されたが、否決された。右報告する。

令和二年六月十日

衆議院議長 大島 理森殿

予算委員長 棚橋 泰文

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案

右の議案を提出する。

令和二年六月九日

提出者

農林水産委員長 吉野 正芳

第一条 この法律は、防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等の推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国との財政上の措置等について定めることにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(目的)
防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法

第二条 この法律において「防災重点農業用ため池」とは、第四条第一項の規定により指定された農業用ため池をいう。

2 この法律において「防災重点農業用ため池」とは、第四条第一項の規定により指定された農業用ため池をいう。

3 この法律において「防災工事」とは、農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事(農業用ため池を廃止するために施行する工事を含む)をいう。

4 この法律において「劣化状況評価」とは、防災工事の必要性についての判断に資するために行なう劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価をいう。

5 この法律において「地震・豪雨耐性評価」とは、防災工事の必要性についての判断に資するために行なう地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価をいう。

6 この法律において「防災工事等」とは、防災工事並びに劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価をいう。

(基本指針)

第三条 農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針(以下「基本指針」という)を定めなければならない。

2 基本指針においては、防災重点農業用ため池

官報(号外)

に係る防災工事等に関する事項を定めるものとする。	
一 防災工事等の推進に関する基本的な事項	
二 防災重点農業用ため池の指定について指針となるべき事項	
三 第五条第一項に規定する防災工事等推進計画の策定について指針となるべき次に掲げる事項	
四 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき防災重点農業用ため池の基準その他の地震・豪雨耐性評価の実施に関する基本的な事項	
五 防災工事等の実施に当たつての都道府県及び市町村の役割分担及び連携に関する基本的な事項	
六 前各号に掲げるもののほか、防災工事等の推進に関する必要な事項	
七 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。	
八 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	
九 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。	
(防災重点農業用ため池の指定等)	
第四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、農業用ため池であつてその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、防災重点農業用ため池として指定することができる。	
第五条 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聞くものとする。	
六 前項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。	
(推進計画)	
第七条 都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。	
八 推進計画においては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等に關し、次に掲げる事項を定めるものとする。	
一 防災工事等の推進に関する基本的な方針	
二 劣化状況評価の実施に関する事項	
三 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項	
四 防災工事の実施に関する事項	
五 防災工事等の実施に当たつての市町村との役割分担及び連携に関する事項	
六 前各号に掲げるもののほか、防災工事等の推進に関する必要な事項	
(施行期日)	
第七条 国は、推進計画に基づく事業及び前条第一項の援助の実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	
第八条 地方公共団体が推進計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。	
(財政上の措置)	
第九条 国は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案	
右	
令和二年六月八日	
内閣総理大臣 安倍晋三	
国会に提出する。	
第十条 都道府県は、前項の規定による改正する法律案	
右	
株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。	
第一項第五号に改める。	
第二十二条第一項第一号ハ中「第十号」を「第八号」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第三項を「第三十二条の十第三項」に改め、同項第九号中「第二十二条第一項第七号」を「第二十二条第一項第五号」に改める。	
第三項を「第三十三条の十二第二項」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「第三十三条第二項第二号」に、「第三十二条の十一第一項」を「第三十二条の九第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号中「第三十二条の十二第四項」を「第三十二条の十第四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号を同項第六号とし、同項第九号中「特定債権買取り又は特定信託引受け」を「又は特定債権買取り」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十号を第八号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第十三号」を「前項第十一号」に改め、	

一項第二号に掲げる事項及び収益の見通しと、同条第四項中「次に掲げる要件の全て」と、
るものは「第三号及び第四号に掲げる要件」と、「第三号中「第四条第一項第七号」とあるの
項第三号中「第四条第一項第七号」とあるの」と、「附則第二十六条第一項第二号」と、同条第七
中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受
等」と、同項の表第三項の項中欄中「第四条第
項第一号から第四号まで及び第七号」とある、
は「経営強化計画の実施期間(五年を超えない
のであって、事業年度の終了の日を終期とする
ものに限る)、附則第二十六条第一項第二号」
掲げる事項及び収益の見通し」と、同項下欄
「第四条第一項第一号から第四号まで及び第
二項第二号に掲げる事項及び収益の見通しと、
と、同条第八項及び第九項第一号中「である姓
を終期とするものに限る)、附則第二十六条
の発行者」とあるのは「又は取得貸付債権によ
る発行者又は債務者」と、同項第二号中「であ
株式の処分をする」とあるのは「又は取得貸付債
権につき、その処分をし、又は償還若しくは清
済を受ける」と、同条第十項中「次に掲げる」と
あるのは「主務省令で定める」と、同条第十二項
中「承継金融機関等であつて協定銀行が現に保
有する取得株式等である株式の発行者であるも
の又は組織再編成後発行銀行持株会社等」とさ
るものは「承継金融機関等又は組織再編成後発
銀行持株会社等であつて、協定銀行が現に保
有する取得株式等である株式等の引受け等(株式
の引受け)とあるのは「株式等の引受け等(株式
又は劣後特約付社債(新株予約権が付されてい
るものに限る)の引受けに限る)」と、「株式の

(発行者)とあるのは「株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。)の発行者」と、第三十五条第二項第二号中「金融機関等」とあるのは「金融機関等又は金融機関等を子会社とする銀行持株会社等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例)

第二十七条 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等(第十五条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等をいう。以下この条において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)

二 金融組織再編成の内容及び実施時期

三 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、次に掲げる事項

イ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等(当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつてはその子会社等、当該金融機関等又は当該

金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が新たに設立される金融機関等(銀行持株会社等を除く。)の自己資本の充実のため、株式等の引受け等の申込みをする場合にあつては当該新たに設立される金融機関等。二及び次号において「業務実施金融機関」という。)が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

口 当該金融機関等が株式等の引受け等の申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容

八 組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等が第十六条第一項第五号ニに規定する対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期等を求める

四 当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等の申込みをしないときは、業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項

五 その他政令で定める事項

一 金融機関等が行う金融組織再編成が特定組織再編成第十五条第一項に規定する特定組織再編成をいう。次条第三項及び第四項において同じ。)であるときは、当該金融機関等が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等が連名で行うものとし、金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が

同項の申込みをするときは、当該金融機関等が同項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で行うものとする。

新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第一項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第五条第一項又は第二項に規定する申込みと、第一項に規定する経営強化計画を第十六条第一項に規定する経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第三章(第十七条第二項を除く)、第五章及び第六章の規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する。この場合において、第五条第一項中「株式等の引受け等」と、同条第二項中「株式の引受け」とあるのは、「株式等の引受け等」(当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては、株式の引受けに限る。)とあるのは「株式等の引受け等」三号、第四号イからハまで、亦及び並びに第五号から第八号までに掲げる要件に該当し、かつ、第五十五条第一項又は第二項に規定する組織再編成金融機関等が附則第二十七条第一項に規定する組織再編成金融機関等に該当する」と、同項第四号イ中「前条第一項第五号ロ」とあるのは「附則第二十七条第一項第三号イ」と、同号ヘ中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「当該株式等の引受け等」とあるのは「当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等」と、同項第八号中「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利

件」と、同項第四号イ中「第十六条第一項第五号口」とあるのは「附則第二十七条第一項第三号イ」と、同号ヘ中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「当該株式等の引受け等」とあるのは「当該対象組織再編成子会社に対しして行う株式等の引受け等」と、同項第八号中「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同条第五項中「第十七条第二項、第三項」とあるのは「第十七条第三項」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第七条第一項中「議決権制限等株式」とあるのは「同法第百十五条规定する議決権制限株式」と、同条第二項中「議決権制限等株式」を」とあるのは「会社法第百十五条规定する議決権制限株式」と、「議決権制限等株式」とあるのは「議決権制限株式」と、同条第三項中「同条第二項に規定する議決権制限等株式」とあるのは「会社法第百十五条规定する議決権制限株式」と読み替えるほか」と、第二十二条第一項中「第十六条第一項第一号、第二号、第四号並びに第五号イ及びロ」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を期とするものに限る。）及び附則第二十七条第一項第三号イ」と、同条第二項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号及び第四号に掲げる要件」と、同項第三号中「第十六条第一項第五号口」とあるのは「主務省令で定める」と、同条第五項の表第十九条第三項の項中「第四号イから二まで」とあるのは「第四号イからハまで」と、「第十六条第一項第五号口」とあるのは「附則第二十七条第一項第三号イ」と、「により適切に資産の査定が」とあるのは「

項の項目「第十六条第一項第五号口」とあるのは、「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同表前条第一項「附則第二十七条第一項第三号イ」と、第二十四条第三項中「第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項（当該経営強化計画に同号口に掲げる方策が記載されている場合にあっては、当該方策を含む。）その他主務省令で定める事項」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）及び収益の見通しその他主務省令で定める事項（同号に規定する経営強化計画に附則第二十七条第一項第三号イに掲げる方策が記載されている場合にあっては、当該方策を含む。）」と、同条第四項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは、第三号から第五号までに掲げる要件」と、同項第三号及び第四号中「第十六条第一項第五号口」とあるのは「附則第二十七条第一項第三号イ」と、同条第六項中「株式の引受け」とあるのは「株式等の引受け等」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第三項中「同号」とあるのは、「同項」と読み替えるほか」と、同項の表第三項の項目「第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）」と、同条第七項及び第八項第一号中「である株式の発行者」とあるのは「又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者」と、同項第三号中「である株式の処分をする」とあるのは「又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受け」と、同条第九項中「次に掲げる」とあるのは「主務省令で定め

る」と、同条第十一項の表第十九条第三項の項中「第四号イからニまで」とあるのは「第四号イからハまで」と、「第十六条第一項第五号口」とあるのは「附則第二十七条第一項第三号イ」と、「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同表第二十二条第一項の項中「第十六条第一項第五号口」とあるのは「附則第二十七条第一項第三号イ」と、同条第十項中「承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等」とあるのは「承継組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの」と、同項の表第十九条第三項の項中「第四号イからニまで」とあるのは「第四号イからハまで」と、「第十六条第一項第五号口」とあるのは「附則第二十七条第一項第三号イ」と、「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同表第二十二条第一項の項中「第十六条第一項第五号口」とあるのは「により適切に資産の査定が」とあるのは「によ

る」こと、同条第十一項の表第十九条第三項の項中「第四号イからニまで」とあるのは「第四号イからハまで」と、「第十六条第一項第五号口」とあるのは「附則第二十七条第一項第三号イ」と、「により適切に資産の査定が」とあるのは「による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に」と、同表第二十二条第一項の項中「第十六条第一項第五号口」とあるのは「により適切に資産の査定が」とあるのは「によ

(号外)

機関に係る経営強化計画等の特例)

第二十八条 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

一 経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)

二 金融組織再編成の内容及び実施時期

三 当該新型コロナウイルス感染症特例協同組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項

一 経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関が主として業務を行つている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めてるもの

三 第二十五条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容

ハ 当該対象協同組織金融機関における収益の見通し

四 当該新型コロナウイルス感染症特例協同組織再編成協同組織金融機関が第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをしないときは、当該新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関(経営強化計画に係る金融組織再編成協同組織金融機関を含む。)が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項

五 その他政令で定める事項

3 新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関が連名で行わなければならない。

4 協同組織中央金融機関が第一項又は第二項の規定により経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関又は新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関に係る対象協同組織金融機関に係る第二十六条の申込みをする場合には、当該対象協同組織金融機関(当該新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関が同項の規定により提出した経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。)は、第二十七条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、第一項又は第二項の規定により提出した経営強化計画(当該対象協同組織金融機関が同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあつては、当該経営強化計画に記載された事項を記載した経営強化計画)を主務大臣に提出するとともに、当該協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、同条第二項に規定する経営強化指導計画を主務大臣に提出しなければならない。

5 新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関又は新型コロナウイルス感染症特例組織再編成協同組織金融機関が第一項又は第二項の規

あるときは、ハからホまでのいすれにも適合し、かつ、附則第二十八条第二項に規定する新規金融機関に該当すると、同号(一)中「第十七条第一項第四号イからハまで」とあるのは「経営強化計画に記載された附則第二十八条第二項第三号イに掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものである」と並びに第十七条第一項第四号ロ及びハ」と、同条第三項中「決定について」とあるのは「決定について、第八条の規定は当該決定に伴い信託受益権等の買取りを行う場合において協同組織金融機関が発行する当該信託受益権等に係る優先出資について」と、第三十条第二項中「次に掲げる要件の全て」とあるのは「第三号から第六号までに掲げる要件」と、同項第三号及び第四号中「第四条第一項第七号」とあるのは「附則第二十八条第一項第一号」と、「第十六条第一項第五号ロ」とあるのは「第二項第三号イ」と、第三十三条第一項中「第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）及び附則第二十八条第一項第一号」と、第三十四条第三項中「第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）」と、「同項第七号又は第十六条第一項第五号ロ」とあるのは附則第二十八条第一項第一号又は第二項第三号イ」と、「第四条第一項第七号」とあるのは「同条第一項第二号」と、「含む。」とあるのは「含む。」及び収益の見通し」と、同条第七項の表

前条第一項の項中「第四条第一項第七号」とあるのは「附則第二十八条第一項第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等に特定支援を行う協同組織中央金融機関等に係る協同組織金融機能強化方針の特例)
第二十九条 協同組織中央金融機関等が、協同組織金融機関等(第三十四条の二に規定する協同組織金融機関等をいう。)であつて信用を供与している者の財務の状況が新型コロナウイルス感染症等により相当程度悪化したことその他の新型コロナウイルス感染症等の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行つている地域における円滑な信用供与を実施するため必要となつたもの(次項において「新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等」といふ。)に特定支援(第三十四条の三第三項に規定する特定支援をいう。次項において同じ。)を行うために第三十四条の二の申込みをする場合は、当該協同組織中央金融機関等は、第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であつて金融機能の発揮に係るものを記載した協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出することができる。

四 取得優先出資（第三十四条の三第三項に規定する取得優先出資をいう。次項において同じ。）の払込金又は取得貸付債権（同条第三項に規定する取得貸付債権をいう。次項において同じ。）の借入金に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨

五 収益の見通しその他政令で定める事項

2 前項第二号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し特定支援に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が前項第四号に規定する取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定において、当該申込みに係る特定支援を行つた新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等（第三十四条の二第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第三十三条の規定により同条の指定支援法人に対し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行つた者を含む。）をいう。

3 協同組織中央金融機関等が第一項の規定により協同組織金融機能強化方針の提出をする場合には、当該協同組織金融機能強化方針を第三十条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針と、当該提出を同項の規定による協同組

織金融機能強化方針の提出とそれぞれみなし、第四章の二から第六章までの規定（これらは規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第三十四条の四第二項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十九条第二項」と、「同条第一項第三号」とあるのは「同条第一項第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（協定銀行が株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等の対象子会社に係る経営強化計画についての経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において現に金融機関等（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）第二条第一項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）のうち発行金融機関等（金融機能強化法第十三条第一項に規定する発行金融機関等をいう。）、対象金融機関等（金融機能強化法第十四条第一項に規定する対象金融機関等をいう。）又は対象子会社等（この法律による改正前の金融機能強化法（以下「旧法」という。）第十四条第七項に規定する対象子会社等をいう。）であるもの（以下「資本参加金融機関等」という。）がこの法律による改正後の金融機能強化法（以下「新法」という。）附則第二十六条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等（協定銀行旧法第五条第一項第十号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。）が株式等の引受け等（金融機能強化法第二条第三項に規定する株式等の引受け等をいう。次条第一

項において同じ。）を行わなかつたと仮定した場合に、信用を供与している者の財務の状況が新型コロナウイルス感染症等（新法附則第二十六条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症等をいう。以下同じ。）により相当程度悪化したことその他の新型コロナウイルス感染症等の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行つてゐる地域における円滑な信用供与を実施するために必要となる資本参加金融機関等を含む。）又は同条第二項に規定する新型コロナウイルス感染症特例対象子会社（協定銀行が株式の引受けを行わなかつたと仮定した場合に、信用を供与している者の財務の状況が新型コロナウイルス感染症等により相当程度悪化したことその他の新型コロナウイルス感染症等の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行つてゐる地域における円滑な信用供与を実施するために必要となる資本参加金融機関等を含む。）の引受けを行ふことによる影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行つてゐる地域における円滑な信用供与を実施するために必要となる資本参加金融機関等を含む。）である場合には、当該資本参加金融機関等は、金融機能強化法第九条第一項（新法第十三条第四項（新法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）又は第十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する経営強化計画に代え、第九条第一項計画（新法附則第二十六条第三項の規定による読替え後）の規定により提出する経営強化計画（新法附則第二十六条第三項に規定する主務省令で定める事項を記載した経営強化計画をいう。）を、それぞれ、主務省令で定めるところにより、預金保険機構（以下「機構」という。）を通じて、主務大臣に提出することができる。

2 前項の規定により経営強化計画の提出をしようととする資本参加金融機関等は、あらかじめ、同項に規定する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に該当することについて、主務大臣の承認を受けなければならない。

3 資本参加金融機関等が第一項の規定により経営強化計画の提出をする場合には、同項の規定による経営強化計画の提出を新法附則第二十六条第一項又は第二項の規定による申込みとみなす。）の規定により提出する経営強化計画に代えて、第十二条第一項計画（新法附則第二十六条第一項に規定する場合を含む。）又は第十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する経営強化計画に代え、第十二条第一項計画（以下この項において「第十二条第一項計画」という。）を第十二条第一項第十三条第四項（新法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）又は第十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する経営強化計画（新法附則第二十六条第三項の規定による主務省令で定める事項を記載した経営強化計画をいう。）を、それぞれ、主務大臣に提出する。

において、同項中「当該申込みを第三条第一項又は第二項に規定する申込みと、前一項に規定する経営強化計画を第四条第一項に規定する経営強化計画と、前二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項」とあるのは、「金融機能強化法改正法附則第二条第一項の規定による特別措置に関する法律の一一部を改正する法律案及び同報告書に代えて、第十三条第三項計画（新法附則第二十六条第一項又は第二項に規定する経営強化計画の提出を同条第一項において「基本記載事項」という。）及び同条第三項の規定による読替え後の金融機能強化法第十三条第三項各号列記以外の部分に規定する主務省令で定める事項を記載した経営強化計画をいう。）を、金融機能強化法第十四条第三項（新法第十四条第七項において準用する場合を含む。）に規定する経営強化計画（新法附則第二十六条第三項の規定による読替え後の経営強化計画）に規定する経営強化計画に代えて、第十四条第十項計画（基本記載事項及び新法附則第二十六条第三項の規定による読替え後の金融機能強化法第十四条第十項各号列記以外の部分に規定する主務省令で定める事項を記載した経営強化計画をいう。）を、それぞれ、主務大臣に規定する変更後の経営強化計画と、金融機能強化法附則第二十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第十二条第一項計画（以下この項において「第十二条第一項計画」という。）を第十二条第一項第十三条第四項（新法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）又は第十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する経営強化計画に代えて、第九条第一項計画（新法附則第二十六条第一項又は第二項に規定する経営強化計画をうとする資本参加金融機関等は、あらかじめ、同項に規定する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に該当することについて、主務大臣の承認を受けなければならない。

3 資本参加金融機関等が第一項の規定により経営強化計画の提出をする場合には、同項の規定による経営強化計画の提出を新法附則第二十六条第一項又は第二項の規定による申込みとみなす。）の規定により提出する経営強化計画に代えて、第十二条第一項計画（新法附則第二十六条第一項に規定する場合を含む。）又は第十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する経営強化計画（新法附則第二十六条第三項の規定による主務省令で定める事項を記載した経営強化計画をいう。）を第十二条第一項第十三条第四項（新法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）又は第十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する経営強化計画（新法附則第二十六条第三項の規定による主務省令で定める事項を記載した経営強化計画をいう。）を、それぞれ、主務大臣に提出する。

出する同項に規定する第十四条第三項計画(以下この項において「第十四条第三項計画」という。)を第十四条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する経営強化計画と、第十四条第三項計画の提出を同条第三項の規定による経営強化計画の提出と、強化法改正法附則第二条第一項の規定により提出する同項に規定する第十四条第十項計画(以下この項において「第十四条第十項計画」という。)を第十四条第十項の規定により提出する経営強化計画と、第十四条第十項計画の提出を同項とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(協定銀行が株式等の引受け等を行つた金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る経営強化計画等についての経過措置)

第三条 施行日において現に計画提出金融機関等(金融機能強化法第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等をいう。)、発行組織再編成金融機関等(金融機能強化法第二十三条第一項に規定する発行組織再編成金融機関等をいう。)、対象組織再編成金融機関等(金融機能強化法第二十四条第一項に規定する対象組織再編成金融機関等をいう。)又は対象組織再編成子会社等(旧法第二十四条第六項に規定する対象組織再編成子会社等をいう。)である金融機関等(以下「資本参加組織再編成金融機関等」という。)が当事者の全部又は一部が新法附則第二十六条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等(協定銀行が株式等の引受け等を行わなかつたと仮定した場合に、信用を供与している者の財務の状況が新型コロナウイルス感染症等により相当程度悪化したことその他の新型コロナウイルス感染症等の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行つてゐる地

域における円滑な信用供与を実施するために必要な資本参加組織再編成金融機関等を含む。)に該当することとなつた金融組織再編成(金融機能強化法第二条第六項に規定する金融組織再編成をいう。以下同じ。)の当事者である金融機関等である場合には、当該資本参加組織再編成金融機関等は、金融機能強化法第十九条第一項(新法第二十三条第五項(新法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。)又は第二十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。)の規定により提出する経営強化計画に代えて、第十九条第一項計画(新法附則第二十七条第一項に規定する経営強化計画をいう。)を、金融機能強化法第二十二条第一項(新法第二十三条第五項(新法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。)の規定により提出する経営強化計画に代えて、第二十二条第一項計画(新法附則第二十七条第一項に規定する経営強化計画をいう。)を、金融機能強化法第二十七条第三項(新法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。)の規定により提出する経営強化計画をいう。)を、金融機能強化法第二十二条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、第二十三条第三項計画(新法附則第二十七条第一項に規定する経営強化計画を記載した経営強化計画をいう。)を、本記載事項」という。)及び同条第三項の規定による読み替え後の金融機能強化法第二十三条第三項各号列記以外の部分に規定する主務省令で定める事項を記載した経営強化計画をいう。)を、金融機能強化法第二十四条第三項(新法第二十三条第六項において準用する場合を含む。)に規定する経営強化計画に代えて、第二十四条第三項(新法附則第二十七条第三項の規定により定めた)に該当することとなつた金融組織再編成

（基本記載事項及び新法附則第二十七条第三項の規定による読み替え後の経営強化計画をいう。）を、金融機能強化法第二十四条第九項の規定により提出する規定による読み替え後の経営強化計画を記載した経営強化計画をい四条第九項各号列記以外の部分に規定する主務省令で定める事項を記載した経営強化計画をいう）を、それぞれ、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、主務大臣に提出することができる。

2 前項の規定により経営強化計画の提出をしてようとする資本参加組織再編成金融機関等は、あらかじめ、当事者の全部又は一部が同項に規定する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に該当することとなつた金融組織再編成の当事者である金融機関等に該当することについて、主務大臣の承認を受けなければならない。

3 資本参加組織再編成金融機関等が第一項の規定により経営強化計画の提出をする場合には、同項の規定による経営強化計画の提出を新法附則第二十七条第一項の規定による申込みとみなして、同条第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該申込みを第十五条第一項又は第二項に規定する申込みと、第一項に規定する経営強化計画を第十六条第一項に規定する経営強化計画と、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項」とあるのは、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）」を、以下「強化法改正法」という。）を別記第三条第一項の規定により提出する同項に規定する第十九条第一項計画」という。）を第十九条第一項（第二十三条第一項第五項（第二十四条第二項において準用する

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

四

化計画と、第二十四条第九項計画の提出を同一項目とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(協定銀行が買取りを行つた信託受益権等に係る協同組織金融機関に係る經營強化計画等についての経過措置)

(新法附則第二十八条第一項又は第二項に規定する経営強化計画をいう。)を、金融機能強化法第三十三条第一項新法第三十四条第七項において準用する場合を含む。)の規定により提出する経営強化計画に代えて、第三十三条第一項新法附則第二十八条第五項の規定による請

第三十四条第三項計画（以下この項において「第三十四条第三項計画」という。）を第三十四条第三項計画と、第三項の規定により提出する経営強化計画と、第三十四条第三項計画の提出を同項の規定による「経営強化計画」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

協定銀行が優先出資の引受け等を行つた協同組織中央金融機関等に係る協同組織金融機能強化方針についての経過措置

第四条 施行日において現に協同組織金融機関（金融機能強化法第二条第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。）のうち計画提出協同組織金融機関（金融機能強化法第三十三条第一項に規定する計画提出協同組織金融機関をいう。）又は対象協同組織金融機関等（金融機能強化法第三十四条第一項に規定する対象協同組織金融機関等をいう。）であるもの（以下「資本組織」）が所持する

替え後の金融機能強化法第三十三条第一項の規定により提出する経営強化計画をいう。)を、全出する経営強化計画に代えて、第三十四条第三項計画(新法附則第二十八条第五項の規定による読み替え後の金融機能強化法第三十四条第三項に規定する経営強化計画をいう。)を、それぞれ、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、主務大臣に提出することができる。

二十八条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関（協定銀行が資本参加協同組織金融機関等に係る信託受益権等（金融機能強化法第二十五条第一項に規定する信託受益権等をいう。）を保有していないかつたと仮定した場合に、信用を供与している者の財務の状況が新型コロナウイルス感染症等により相当程度悪化したことその他の新型コロナウイルス感染症等の影響により自己資本の充実を図る

2 前項の規定により経営強化計画の提出をしよ
うとする資本参加協同組織金融機関等は、あらかじめ、同項に規定する新型コロナウイルス感
染症特例協同組織金融機関又は当事者の全部若
しくは一部が同項に規定する新型コロナウイル
ス感染症特例協同組織金融機関に該当すること
となつた金融組織再編成の当事者である協同組
織金融機関に該当することについて、主務大臣
の承認を受けなければならない。

ことが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となる資本参加協同組織金融機関等を含む。以下この項目において同じ。又は当事者の全部若しくは一部が新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関に該当することとなつた金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関である場合には、当該資本参加協同組織金融機関等は、金融機能強化法第三十条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて、第三十条第一項計画

3
により経営強化計画の提出をする場合には、同項に規定する経営強化計画を新法附則第二十八項第一項又は第二項に規定する経営強化計画とし、第一項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項又は第二項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、同条第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「第一項の規定により提出する経営強化計画を第二十五条第一項の規定により提出する同条第二項

の経営強化計画の提出と、強化法改正正法附則第四条第一項の規定により提出する同項に規定する第三十三条第一項計画(以下この項において「第三十三条第一項計画」という。)を第三十三条第一項(第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により提出する経営強化計画と、第三十三条第一項計画の提出を第三十三条第一項の規定による経営強化計画の提出と、強化法改正正法附則第四条第一項の規定により提出する同項に規定する

感染症等の影響により自己資本の充実を図ること
とが主として業務を行つてゐる地域における円
滑な信用供与を実施するために必要となる特別
関係協同組織金融機関等を含む。)である場合に
は、当該特別関係協同組織金融機関等に対し
て、特定支援を行う協同組織中央金融機関等は、金
融機能強化法第三十四条の七第一項の規定によ
り提出する協同組織金融機能強化方針に代え
て、第三十四条の七第一項方針(新法附則第二
十九条第一項に規定する協同組織金融機能強化

官報(号外)

方針をいう。以下同じ。)を、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、主務大臣に提出することができる。

2 前項の規定により第三十四条の七第一項方針の提出をしようとする協同組織中央金融機関等は、あらかじめ、当該協同組織中央金融機関等が特定支援を行つた特別関係協同組織金融機関等が同項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等に該当することについて、主務大臣の承認を受けなければならない。

3 協同組織中央金融機関等が第一項の規定により第三十四条の七第一項方針の提出をする場合には、同項の規定による第三十四条の七第一項方針の提出を新法附則第二十九条第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の提出とみなして、同条第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該協同組織金融機能強化方針を第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針」と、当該提出を同項の規定による協同組織金融機能強化方針」とあるのは、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の一部を改正する法律(令和二年法律第号)附則第五条第一項の規定により提出する同項に規定する第三十四条の七第一項方針(以下この項において「第三十四条の七第一項方針」という。)を第三十四条の七第一項に規定する変更後の協同組織金融機能強化方針と、第三十四条の七第一項方針の提出を同項の規定による変更後の協同組織金融機能強化方針とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(租税特別措置法の一部改正)
第六条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第八十条の二中「附則第八条第三項」の下に

「又は第二十六条第三項」を、「附則第九条第三項」の下に「又は第二十七条第三項」を加える。
(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第八十条の二の規定は、同条各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が附則第二条第三項の規定により新法附則第二十六条第三項の規定が適用される経営強化計画又は附則第三条第三項の規定により新法附則第二十七条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る金融機能強化法第九条第一項又は第十九条第一項の規定による主務大臣の承認に係るものであるときについて準用する。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めること。

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対処して金融機関等の經營基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、金融機関が新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業等に対し、今後も引き続き積極的に資金繰り支援等を行い、経済の再生を図つていくために、金融機関等が国に資本参加を受けて適切な金融仲介機能を發揮できるよう、所要の改正を行うもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
令和二年六月十日

財務金融委員長 田中 良生

〔別紙〕

衆議院議長 大島 理森殿

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

資本参加を受けて適切な金融仲介機能を發揮できるよう、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国の資本参加の申請期限を令和八年三月末まで延長すること。

2 新型コロナウイルス感染症等の影響により、自己資本の充実が必要となつた金融機関等が国の資本参加を受けようとする場合において、経営責任が問われることを明確化すること。

3 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

一 時限的措置である金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づく国の資本参加制度の目的がこれまで一貫して地域経済活性化であり、その時々の金融経済情勢に応じて申請期限が延長されてきたことを重く受け止めた上で、今回の長期間にわたる申請期限延長も含め、制度の適切な在り方にについて検討すること。

二 金融機関等に対する新型コロナウイルス感染症等に関する特例措置については、今後の感染症の収束状況やその社会経済に対する影響を踏まえた運用を行うとともに、申請期限の到来前であつても必要に応じて当該特例措置の見直しへについて検討すること。また、同特例措置による国に資本参加を受けた金融機関等に対する特例措置については、今後の感染症の収束状況やその社会経済に対する影響を踏まえた運用を行うとともに、申請期限の到来前であつても必要に応じて当該特例措置の見直しへについて検討すること。また、同特例措置による国に資本参加を受けた金融機関等に対する特例措置については、今後の感染症の収束状況やその社会経済に対する影響を踏まえた運用を行うとともに、申請期限の到来前であつても必要に応じて当該特例措置の見直しへについて検討すること。また、同特例措置による国に資本参加を受けた金融機関等に対する特例措置については、今後の感染症の収束状況やその社会経済に対する影響を踏まえた運用を行うとともに、申請期限の到来前であつても必要に応じて当該特例措置の見直しへについて検討すること。また、同特例措置による国に資本参加を受けた金融機関等に対する特例措置については、今後の感染症の収束状況やその社会経済に対する影響を踏まえた運用を行うとともに、申請期限の到来前であつても必要に応じて当該特例措置の見直しへについて検討すること。

三 国の資本参加に伴う金融機関等の金融仲介機能の発揮においては、個々の事業者の経営の独立性が最大限尊重されるとともに、金融機関等への国に資本参加の目的が地域経済の活性化であることと鑑み、配当を受ける出資者だけではなく、金融機関等を利用する者を含む地域に対する便益向上の観点にも配慮されるよう注視すること。

四 政府が進める中小企業等への資本性資金の供給の効果を高めるべく、民間金融機関の官民連携ファンドへの出資や協調融資を促し、その際のリスクを軽減するという見地から、国に資本参加は適時適切に行うこと。

令和二年六月十日 衆議院会議録第三十二号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案及び同報告書

四九

右
新規ニロナヴィルフ原発症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律

令和二年六月八日

內閣總理大臣 安倍晋三

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律

きる。
ことが適当であると認めた場合においては、第三項の規定による期間内の失業している日(同法第十五条第二項に規定する失業の認定を受けた日に限る)について、同法の規定による所定給付日数を超えて基本手当を支給することがで

2 前項の場合において、所定給付日数を超えて、
基本手当を支給する日数は、六十日（雇用保険
法第三十三条第一項第二号イ又は第三号イに該
当する受給資格者にあっては、三十日）を限度
とするものとする。

3 第一項の規定による基本手当の支給を受ける

用保険法第六十二条の雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた同法第四条第一項に規定する被保険者（次条第一項において「被保険者」という。）に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができ

第五条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の

影響による労働者の失業の予防を図るため、新ヨコハマ市等の影響により事実上

聖ニロナヴィルア感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全

部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた被保険者でない労働者(厚生労働

省令で定める者を除く。)に対して、予算の範囲内に二つ以上同一の取扱いをする場合は、三つ以下

内において、新型二コナウイルス感染症対応休業支援金に準じて特別の給付金を支給すること

2 雇用保険法第七十六条第一項、第七十七条、ができる。

第七十七条の二、第七十九条、第八十三条（第

二号 第二号及び第四号を除く。) 第八十五条
(第一号を除く。) 及び第八十六条第一項の規定

は、前項の規定による給付金の支給について準用する。この場合において、同法第七十六条第

一項中「被保險者若しくは受給資格者、高年齢

受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者(以下「受給資格者等」という。)若しくは

「教育訓練給付対象者」とあるのは「被保険者でな

に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項」を「第四項」に、「附則第二十条の三第六項」を「附則第二十条の三第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「平成二十一年度から平成二十五年度まで」を「令和二年及び令和三年度」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「平成二十一年度から平成二十五年度まで」を「令和二年及び令和三年度」に改め、「第百三十三条第三項の規定による」を削り、「同条第五項」を「第百三十三条第五項」に改め、「掲げる事業」の下に「及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和二年法律第号)第四条の規定による事業」を加え、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

令和二年及び令和三年度において、雇用勘定の積立金は、第百三十三条第五項の規定によるほか、育児休業給付費を支弁するために必要な場合には、予算で定める金額限り、同勘定の歳入に繰り入れることができること。

2 令和二年及び令和三年度においては、雇用勘定において、各年度の第百三十三条第三項に規定する育児休業給付費充当歳入額から当該年度の同項に規定する育児休業給付費充当歳出額を控除して不足がある場合であつて、第百三十三条第二項の規定により育児休業給付費から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。

3 第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第百三十三条第三項に規定する育児休業給

付費充当歳入額から当該年度の同項に規定する育児休業給付費充当歳入額を控除して残余がある場合には、第百三十三条の二第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。この場合における第百三十三条第三項の規定の適用については、同項中「必要な金額」とあるのは、「必要な金額を、及び附則第二十条の三第三項の規定による組入金」とする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

二十の二十八 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和二年法律第号)

(別紙)

厚生労働委員長 盛山 正仁
衆議院議長 大島 理森殿

1 政府は、雇用保険の雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中の全部又は一部について賃金の支払を受けことができなかつた被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができるとしていること。また、雇用保険の被保険者でない労働者に対しても、予算の範囲内において、同支援金に準じて特別の給付金を支給することができるとしていること。

2 地域における雇用機会の状況及び新型コロナウイルス感染症についての新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況その他の事情を勘案し、雇用保険の基本手当の受給資格者に對し、その給付日数を六十日、一部の者については三十日延長できる」ととすること。

3 雇用保険の求職者給付等に要する費用の一部について、令和二年及び令和三年度に限り、一般会計から労働保険特別会計の雇用勘定に繰り入れることができる」とすること。

4 この法律は、公布の日から施行すること。

本案施行に伴い、令和二年一般会計予算の支出は約四千六十億円増加、令和二年労働保険特別会計予算の支出は約七千百六十七億円増加する見込みである。

右報告する。

令和二年六月十日

例等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 政府は、雇用保険の雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができるとしていること。また、雇用保険の被保険者でない労働者に対しても、予算の範囲内において、同支援金に準じて特別の給付金を支給することができるとしていること。

2 地域における雇用機会の状況及び新型コロナウイルス感染症についての新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況その他の事情を勘案し、雇用保険の基本手当の受給資格者に對し、その給付日数を六十日、一部の者については三十日延長できる」とすること。

3 本案施行に要する経費

本案施行に伴い、令和二年一般会計予算の支出は約四千六十億円増加、令和二年労働保険特別会計予算の支出は約七千百六十七億円増加する見込みである。

4 本案の緩和を図るため、雇用保険法の特例等を定めることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

1 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

2 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

3 本案施行に要する経費

本案施行に伴い、令和二年一般会計予算の支出は約四千六十億円増加、令和二年労働保険特別会計予算の支出は約七千百六十七億円増加する見込みである。

4 本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の事業は、賃金の支払いその他の労働契約に関する労働者及び使用者の自主的な交渉の重要性を勘案し、雇用安定事業その他これに類する事業との関連を十分に勘案しつつ、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の甚大な影響に鑑み限定期的に設けられたものであることを十分に踏まえること。

2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等について、休業手当の支払を受けることができる労働者が確実に支給を受けることができるよう、その周知徹底を図ること。

3 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給に当たっては、これらの措置が特別の措置であることを踏まえ、休業手当の支払の状況

一 議案の目的及び要旨
本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るために、雇用保険法の特

1 議案の目的及び要旨
本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るために、雇用保険法の臨時特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

2 二 議案の可決理由
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影

響の緩和を図るために、雇用保険法の特例等を定めることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

1 本案施行に要する経費

本案施行に伴い、令和二年一般会計予算の支出は約四千六十億円増加、令和二年労働保険特別会計予算の支出は約七千百六十七億円増加する見込みである。

2 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

3 本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

4 本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の事業は、賃金の支払いその他の労働契約に関する労働者及び使用者の自主的な交渉の重要性を勘案し、雇用安定事業その他これに類する事業との関連を十分に勘案しつつ、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の甚大な影響に鑑み限定期的に設けられたものであることを十分に踏まえること。

2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等について、休業手当の支払を受けることができる労働者が確実に支給を受けることができるよう、その周知徹底を図ること。

3 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給に当たっては、これらの措置が特別の措

官報(号外)

等を勘案して、国民の勤労意欲の増進を阻害することがないよう適切な配慮を行うこと。また、雇用調整助成金のオンライン申請について運用停止が繰り返されていることを踏まえ、申請受付から支給までの事務手続を迅速かつ確実に遂行することができるよう、必要な体制整備に努めること。

四 雇用調整助成金の上限額引上げ措置が講ぜられた前に休業手当を支払つて雇用調整助成金の支給を受けた事業主が当該措置に応じて休業手当を追加して支払った場合、雇用調整助成金の差額分の追加の支給が可能であることを周知することともに、上限額引上げ措置が適用される時期に遡つて適切に支給できるよう必要な措置を講ずること。

五 登録型派遣労働者も雇用調整助成金の対象となることができることから、安易に労働契約の解除をせず雇用を継続することを派遣元事業主に対し指導等を行うこと。

六 履用保険の基本手当の給付日数の延長に関する特例について、全国の公共職業安定所において統一的な取扱いがなされるよう、適用基準の明確化を図ること。

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案
右の議案を提出する。
令和二年六月十日

提出者

厚生労働委員長 盛山 正仁

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案
1 令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押

さえることができない。

2 令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

3 この法律において「令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等」とは、次に掲げる給付金をいう。
一 都道府県、市(特別区を含む)又は福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)を設置する町村から支給される給付金で、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給される令和二年度の一般会計補正予算第2号における母子家庭等対策費補助金を財源とするもの

二 都道府県から支給される給付金で、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、医療機関、介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に勤務する職員等に対し慰労金として支給される令和二年度の一般会計補正予算(第2号)における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とするもの

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなつた令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

理由

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなつた者が自ら令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等を使用することができるようにするため、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等について、差押さえを禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

令和二年六月十日

衆議院会議録第三十二号

第明治三十五年三月三十日可日
種郵便物認可

發行所
二東京一 獨番五都〇 立行政五號 法人國立四 印刷局二五 刷丁目
電話
03 (3587) 4294
定 価
本号一部 二四二円 二二〇円